

この冊子は大学院の修士課程相当で「授業料後払い制度」に採用された方専用です。

2024年度

貸与奨学生のしおり

【授業料後払い制度】

(全体版)

奨学金の貸与が始まってから終了するまでの手続きや、返還にあたっての注意などを記載しています。

本冊子は授業料後払い制度専用のため、第一種奨学金、第二種奨学金については割愛している箇所があります。

第一種奨学金、第二種奨学金の貸与を受ける方は「貸与奨学生のしおり」を使用してください。



JASSO

はばたく翼、ささえる掌

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

<https://www.jasso.go.jp/>

目 次

本冊子の中で特に重要な項目	1
はじめに	
1. 貸与奨学金制度	4
2. 貸与奨学生としての心構え	4
3. 注意事項	5
第一部 貸与奨学金【授業料後払い制度】利用に関わる重要な仕組み	
1. 保証制度	6
2. 返還方式	8
第二部 貸与中の手続き	
図解1〈奨学生採用から貸与終了まで〉	9
1. 奨学生証	10
2. 返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）	12
3. マイナンバーの提出（奨学生として採用された時）	24
4. 奨学金の振込み	25
5. 貸与月額の変更、受領資格等	28
6. 貸与中の異動（休学・退学、改姓等）	30
7. 貸与額通知（年に1度の借用金額等の確認）	36
8. 奨学金継続願（年1回）	37
9. 適格認定（奨学生としての適格性の確認）	39
10. 進学する場合	42
11. 特に優れた業績による返還免除	43
12. 貸与終了時の手続き	47
第三部 返還	
図解2〈貸与終了から返還完了まで〉	48
1. 奨学金の返還	49
2. 個人信用情報機関の利用	54
第四部 お知らせ	
1. JASSO 災害支援金	57
2. スカラネット・パーソナル	58
3. アンケートへの協力をお願い	60
第五部 資料	
1. 機関保証制度の「保証委託約款」	61
2. 機関保証制度の保証料（目安）	62
3. 関係規程	63

本冊子の内容は、関係規程の改正等により変更が生じる場合があります。最新の情報は、本機構ホームページ等によりご確認ください。

・ 日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/index.html>



・ 奨学生のしおり

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/siori/index.html>



・ 関係規程

<https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/soshiki.html>



本冊子の中で特に重要な項目

各時期に受け取る書類等と提出する書類等

実施時期	受け取る書類等	提出する書類等
奨学生として採用されたとき	「奨学生証」(10、11ページ)	「返還誓約書」と添付書類(12～23、38ページ)
毎年1回 (12月～2月頃)	「貸与額通知」(36ページ) ※スカラネット・パーソナルで確認	「奨学金継続願」(37ページ) ※スカラネット・パーソナルから入力
借り終わるとき	「貸与奨学金返還確認票」 (47ページ)	「口座振替(リレー口座)加入申込書」 (47ページ) ※原則、スカラネット・パーソナルから入力

書類は学校から受け取ります。詳しくは、学校の指示に従ってください。

奨学生証 (10、11ページ)

奨学生証 (奨学金証) の様式。学校名、奨学生番号、学費、生活費、奨学金額などの情報が記載されている。また、奨学金の返還方法や、奨学金の活用に関する注意事項も記載されている。

- ◀あなたが本機構の奨学生であることを証明するものです。
- ※印字されている項目を自身で確認の上、大切に保管してください。

返還誓約書 (12～23ページ)

返還誓約書の様式。奨学金の返還方法、返還期限、返還金額などの情報が記載されている。また、奨学金の返還に関する注意事項も記載されている。

- ◀「日本学生支援機構から奨学金を借り、卒業後は約束どおり返還します」という契約書です。
- ※印字されている内容を確認の上、学校が定めた期限までに必ず提出してください。
- ※①保証依頼書(全員)、②本人の住民票(該当者のみ)の添付が必要です。(14ページ)

スカラネット・パーソナル (58、59ページ)

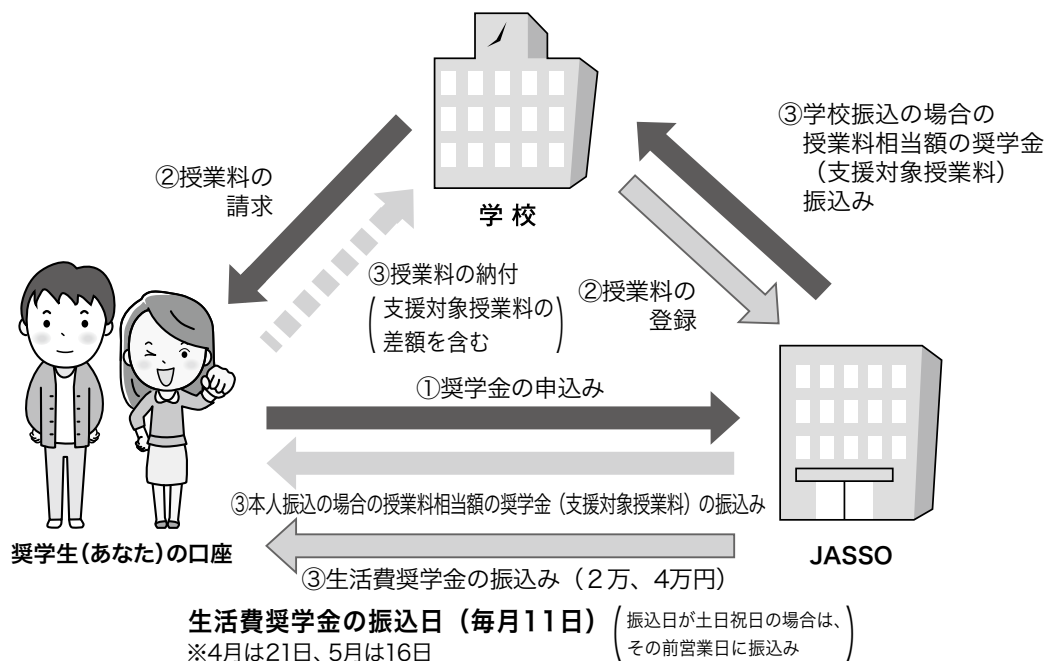
「毎月の奨学金の金額は？ 借りの期間は？」あなたの情報を見ることができます！

スカラネット・パーソナルでは、あなたの奨学金に関する情報(奨学金の金額・借りの期間・振込口座等)を確認したり、様々な手続きをしたりすることができます。

「貸与額通知」(36ページ)の確認や「奨学金継続願」(37ページ)の入力も、スカラネット・パーソナルから行います。

※「スカラネット・パーソナル」は、奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」とは別のシステムになりますので未登録の場合は新規登録が必要です。

奨学金の申込みから受取りまで (25、26ページ)



生活費奨学金は、あなた名義の普通預金(貯金)口座に振り込まれます。

※生活費奨学金は、選択した貸与月額から保証料が差し引かれた額が振り込まれます。

※奨学金を受け取れない例 (32ページ6-2、39~41ページ)

- 休学中(病気等による自己都合)
- 卒業延期(留年)など

受け取れません

留学中

受け取れないことがあります
(留学奨学金継続願の未提出など)
(学校に相談)

奨学金を借りている間の各種変更手続き

- 振り込まれる生活費奨学金の金額に関する変更(増額・減額)(28ページ)
 ※一時的な増額・減額はできません。
- あなたや、あなたの奨学金借入れに関する人の登録情報(氏名・住所・振込口座など)の変更(26ページ、31ページ)



奨学生(あなた)



本人以外の連絡先
(機関保証)

- 奨学金を途中で辞退する場合や、休学・退学などの学籍上の身分変更がある(あった)場合(32~35ページ)

奨学金継続の手続き

(毎年12月～2月頃)(37ページ)

「奨学金継続願」の届出(あなたの1年間の収入・支出も報告)をスカラネット・パーソナルから入力します。

→→ 学校による成績などの審査 →→ 次の年度の奨学金を受け取れるかが決定。



奨学生(あなた)が
「奨学金継続願」を入力



学校による成績などの審査

※学業成績が不振などの場合は、次の年度の奨学金が受け取れなくなることがあります。

奨学金の返還について

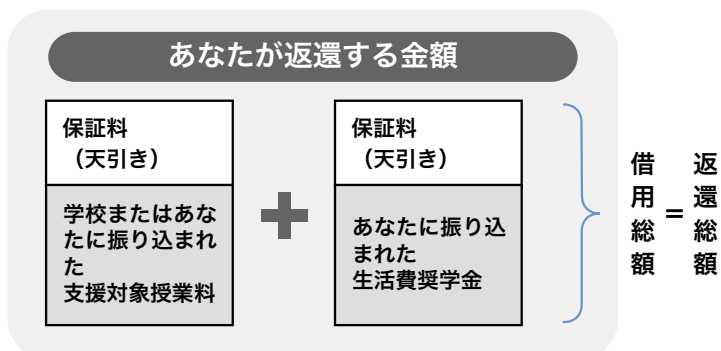
(49～50ページ)

返還金は、奨学金を借り終わるときにあなたが登録した口座(振替用口座(リレー口座))から、毎月引き落とされます。

授業料後払い制度の返還は、「所得連動返還方式」により行います。

「所得連動返還方式」は、卒業後の所得に基づき毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる制度です。

授業料後払い制度において授業料支援金と生活費奨学金はまとめて1つの奨学金として返還します。



※貸与中に特に優れた業績を挙げた者として本機構が認定した場合は、貸与終了時に奨学金の全部または一部(半額)の返還が免除される制度があります。(43ページ)

返還が困難になった場合—救済制度

(51～52ページ)

- ・ 返還期限を先送りにする(返還期限猶予)
- ・ 在学中の返還を先送りにする(在学猶予)

※救済制度を利用した場合も、返還総額は変わりません。



収入が少ない

→ 返還期限猶予



傷病で入院

→ 返還期限猶予



博士課程に進学

→ 在学猶予

返還が困難になった場合は、救済制度の利用を検討してください!

※適用基準あり

はじめに

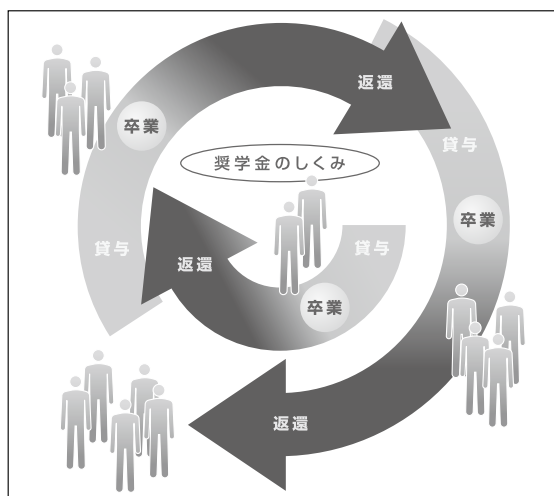
みなさんは、日本学生支援機構の貸与奨学生として採用されました。

日本学生支援機構の貸与奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生に貸与されるものです。

みなさんは、その奨学金の貸与を受ける資格があると認められました。その誇りと自信を持って、勉学に励み、それぞれの描いた未来や夢に向かって、その第一歩を踏み出してください。



1. 貸与奨学金制度



日本学生支援機構の授業料後払い制度は第一種（無利子）奨学金であり、第二種（有利子）奨学金と同様に借入金（貸与奨学金）です。卒業後は必ず返還する義務があります。

この奨学金制度は、先輩が返還した奨学金を後輩の奨学金として直ちに利用する仕組みとなっています。

奨学生ひとりひとりが、責任を持って返還することで、奨学金制度が成り立っていることを忘れないでください。



2. 貸与奨学生としての心構え

- (1) 奨学金制度について、十分に理解してください。
- (2) 貸与中の手続きは、学校の指示を守り期間内に行ってください。
- (3) 奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。



3. 注意事項

■提出期限までに必要な手続きを行う

学校が期限を定めて書類の提出や入力等の手続きを求めることがあります。

期限までに提出や入力をしないと、奨学生としての採用を取り消されたり、奨学生としての資格を失ったりすることがありますので、学校からの連絡には必ず対応するようにしてください。

特に「返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）」（以下、「返還誓約書」といいます）は、必ず期限までに添付書類とともに提出してください。期限までに提出がない場合は、貸与奨学生としての採用が取消になり、振り込まれた奨学金を直ちに全額返金しなくてはなりません。

なお、提出された書類は返却しません。必要に応じて提出書類等の本人控又はコピーを保管してください。

■学業に励む

学業不振や性行不良等の場合には、奨学金を廃止（打ち切り）又は一定期間停止することがあります。（39～41ページ参照）

■借り過ぎに注意

奨学生として採用された後、「返還誓約書」で借用金額等を確認してください。

また、生活費奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受ける場合は家庭の経済状況や卒業後の返還額を十分に考慮し、適切な貸与月額に見直してください。

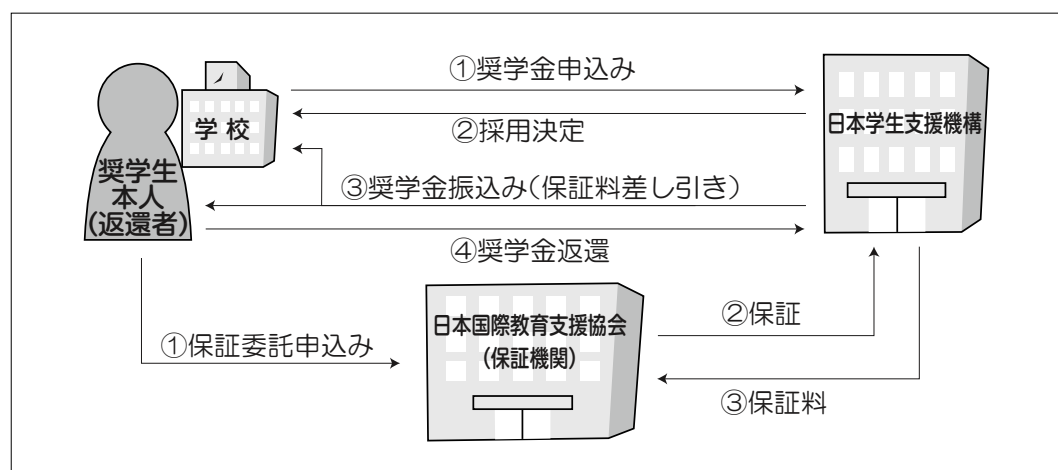
なお、貸与月額の変更は28ページを参照してください。

第一部 貸与奨学金【授業料後払い制度】 利用に関わる重要な仕組み

1. 保証制度

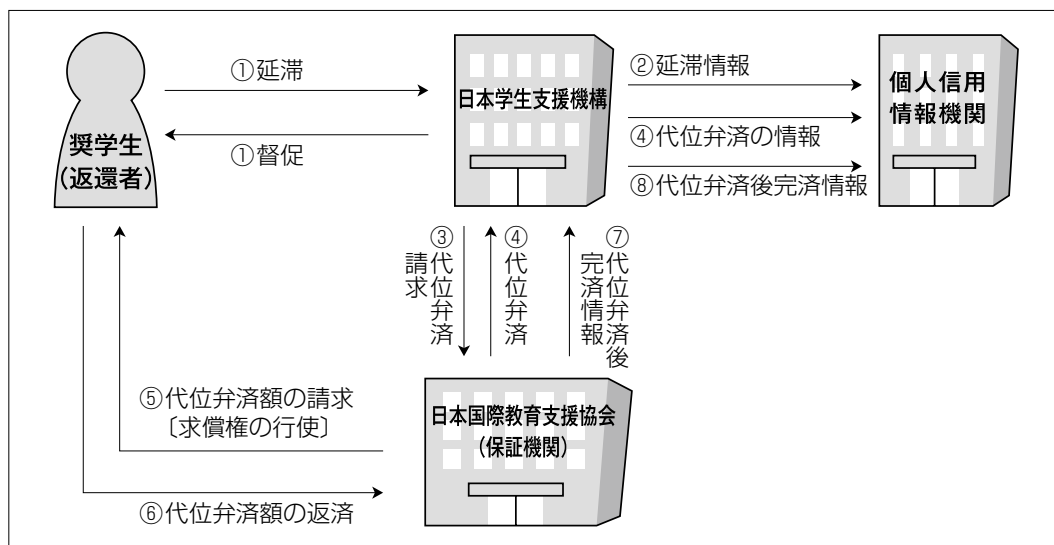
- 本機構の貸与奨学金【授業料後払い制度】を借りる際の保証制度は、「機関保証制度」となります。
- 機関保証制度とは、本機構が指定する保証機関の連帯保証を受ける制度です。なお、保証機関に保証料を支払う必要があります。
- あなたが奨学金の返還を一定期間延滞した場合、あなたに代わって保証機関が本機構に対して返済をします。その後、保証機関があなたに対し、本機構に支払った額を一括して請求します。
- 奨学金はあなた自身が責任を持って返還する必要があります。

1-1. 保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



- ①あなたが本機構に奨学金を申し込みます。
同時に保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「協会」といいます）に対し保証委託を申し込みます。
- ②保証機関（協会）が債務の保証をし、本機構が奨学生として採用します。
- ③本機構は、奨学金の貸与額から保証料を差し引き、学校の指定した口座又はあなたの口座に振り込みます。
※奨学金から差し引いた保証料は、本機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。
- ④貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。本機構に対し約束どおりの返還をあなたにさせていただきます。（保証料を含む貸与総額を返還していただきます。）

1-2. 奨学金の返還を延滞した場合



- ①あなたが奨学金の返還を延滞した場合、本機構はあなたに対し返還の督促を行います。
- ②返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、あなたの個人情報（延滞情報）が個人情報機関に登録される対象となります。
- ③さらに延滞が続いた場合、本機構は保証機関（協会）に対し、あなたの奨学金の返還残額（元金、延滞金の合計額）を請求します。〔代位弁済請求〕
- ④保証機関（協会）があなたの奨学金の返還残額を本機構に支払います。〔代位弁済〕
また、あなたの個人情報（代位弁済の情報）が個人情報機関に登録されます。
- ⑤保証機関（協会）があなたに対し、本機構に支払った額（代位弁済額）を一括して請求します。〔求償権の行使〕
- ⑥あなたは保証機関（協会）に対し、代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%の遅延損害金に加算されます。返済に応じない場合、法的手続き（財産、給与の差し押さえ等）が行われます。
- ⑦あなたが保証機関（協会）に代位弁済額を完済した場合、保証機関（協会）は代位弁済後の完済情報を本機構に提供します（代位弁済実行後5年以内）。
- ⑧本機構からの提供によりあなたの個人情報（代位弁済後完済情報）が個人情報機関に登録されます（代位弁済実行後5年以内）。



ポイント

保証機関（協会）からの返済の督促に応じない場合、法的手続き（財産・給与の差し押さえ等）を行います。



2. 返還方式

- マイナンバーを利用して取得した課税対象所得（課税総所得金額）に基づき毎年返還月額の見直しを行います。
- マイナンバーを提出しなかった場合は、定額返還方式により算出した返還月額による返還となります。

所得連動返還方式

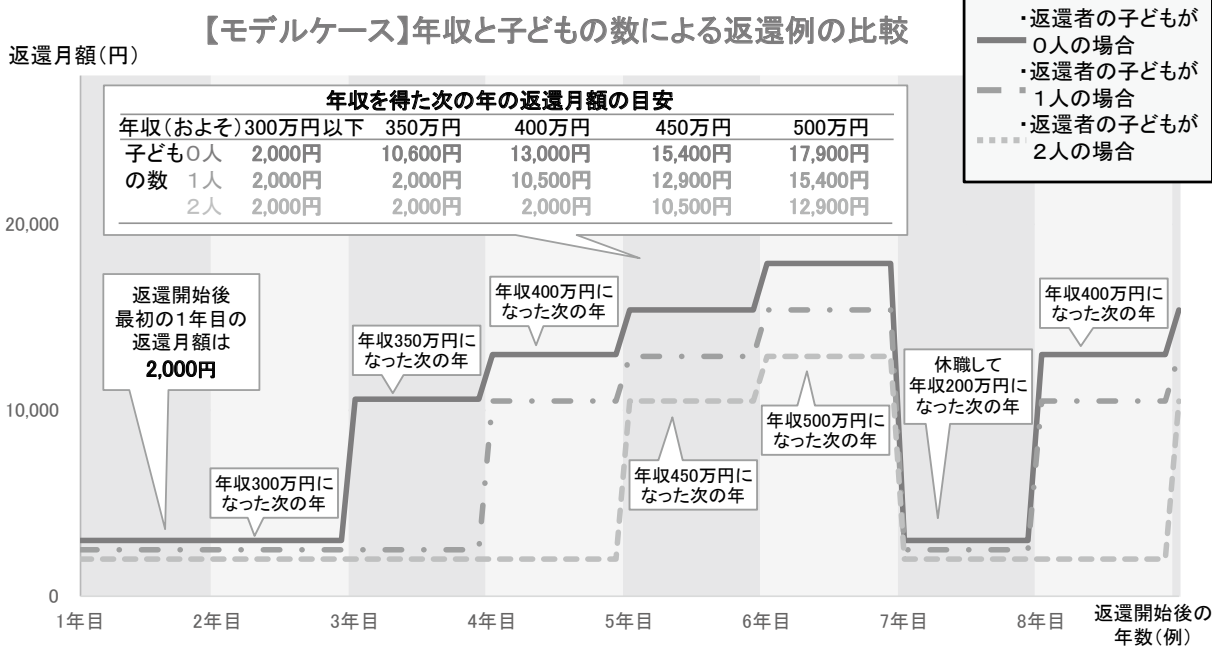
授業料後払い制度の返還は、「所得連動返還方式」により行います。

「所得連動返還方式」は、卒業後の所得に基づき毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる制度です。（詳細は50ページに記載されています。）

授業料後払い制度の 所得連動返還方式

所得に応じた月額で返還

	返還者に子どもがいない場合	返還者に子どもが2人いる場合
例 年収:250万円 → 月額:	2,000円	2,000円
年収:450万円 → 月額:約	15,400円	10,500円



図解 1 <奨学生採用から貸与終了まで>



1. 奨学生証

- 「奨学生証」は、あなたが本機構の奨学生であることを証明するものです。
- 奨学金申込み時の内容が印字されています。
- 印字内容に誤りがある場合は、学校へ申し出てください。なお、再発行はされません。
- 第二種奨学金も併せて利用する場合、奨学生証はそれぞれ発行されます。


JASSO

奨学生証
(授業料後払い制度採用決定通知)

学校名 日本学生支援 大学
奨学生番号 3XX-XX-XXXXXX
学籍番号 J12345
所得連動返還方式
第一種奨学金再貸与
奨学 太郎 様
あなたは独立行政法人日本学生支援機構の授業料後払い制度による第一種奨学金の奨学生であることを証します
社会との繋がりを意識し、社会の担い手としての自覚を持って勉学に励んで下さい
令和 XX 年 10 月 1 日
貸与の始期 20XX 年 10 月分
貸与の終期 (予定) 20XX 年 9 月分
授業料支援金 (予定総額) 1,107,642 円 (うち、保証料 36,042 円)
生活費奨学金 (月額) 40,000 円 (うち、保証料 1,032 円)
振込先 支援対象授業料: 学校指定口座 生活費奨学金: XXXXXXXXXX 銀行
・授業料支援金と生活費奨学金は、それぞれ保証料を差し引いたうえで振り込まれます。
・授業料支援金から保証料を差し引いた支援対象授業料の振込先は学校となります。また、授業料支援金の額は、学校の定める授業料の額により変動することがあります。
・過去に同一区分で第一種奨学金又は授業料後払い制度による第一種奨学金の貸与を受けた者の貸与期間は、現在の学校の修業年限から過去の貸与期間を差し引いた期間となり、上記貸与期間と異なる場合があります。
第一種・第二種併用貸与又は第一種奨学金を申し込んで不採用となった方は、当該不採用の処分について、次のとおり審査請求等ができます。
(奨学金に関する決定(処分)に関する審査請求・処分の取消しの訴えについて)
1. 不採用の決定(処分)に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、独立行政法人日本学生支援機構理事長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。審査請求を行う場合は、独立行政法人日本学生支援機構まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。
2. この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、独立行政法人日本学生支援機構(代表者理事長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。また、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対して当該裁決を経た後の処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

※見本は奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

①奨学生番号

奨学生番号のしくみ

①② ③ ④

奨学生番号は11桁の番号で構成されています。例：324-06-000000

①貸与種別(1桁) 第一種奨学金(授業料後払い制度)

②採用年度(西暦下2桁) 例2024年→24

③学種(2桁) 06：大学院

④通し番号(6桁)

奨学生番号は、奨学生一人ひとりに与えられる固有の番号です。奨学金に関する届出等を行う場合は、奨学生番号が必要となります。

第一種奨学金(授業料後払い制度)と入学時特別増額貸与奨学金で採用された場合、入学時特別増額貸与奨学金用の奨学生番号が別に付番されます。

②氏名

氏名が誤っている場合は、学校に申し出てください。ただし、訂正・変更しても再発行はされません。

なお、旧字体や異字体などの外字は対応していません。通用字体での登録になります。
(旧字体の使用字体例) 吉→吉、祐→祐

③貸与の始期

貸与の始期とは、奨学金の開始年月（何年何月分から借りるのか）のことです。

④貸与の終期（予定）

貸与の終期とは、奨学金の終了年月（何年何月分まで借りる予定なのか）のことです。

貸与の途中で奨学金を辞退したり、退学したりした場合は、貸与の終期は早まります。

⑤授業料支援金

国公立最大535,800円、私立最大776,000円（1年間の額。この額を「支援対象授業料」といい学校が金額を決定します。）に保証料相当額を加えた額となります。

※あなた（奨学生本人）は支援対象授業料の額を決定することはできません。支援対象授業料の額は学校が課している授業料の状況（納付済みの授業料や授業料減免等）によって変動することがあります。

⑥生活費奨学金

月額2万円、4万円から選択し、実際に振り込まれる額は保証料相当額を差し引いた額となります。なお、0円を選択することも可能です。



複数月分の奨学金がまとめて振り込まれる場合の保証料は、保証料月額に月数を掛けた金額とならないことがあります。

⑦振込先金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。

振込口座の変更手続きは26ページを参照してください。

⑧第一種奨学金再貸与

再貸与を申し込み、採用された人に印字されています。

※過去に第一種奨学金または授業料後払い制度の貸与を受けたことがある人は、すべての学種を通じて1回に限り、同一学種（課程）で現に在学する学校の標準修業年限まで、再度貸与を受けることができます。

- 奨学生証を受領したら併せてスカラネット・パーソナルにアクセスしてください。

スカラネット・パーソナルでは、あなたの奨学金に関する情報（奨学金の金額・借りる期間・振込口座等）を確認したり、様々な手続きをしたりすることができます。

「貸与額通知」（36ページ）の確認や「奨学金継続願」（37ページ）の入力も、スカラネット・パーソナルから行います。

- 「スカラネット・パーソナル」は、奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」とは別のシステムになりますので未登録の場合は新規登録が必要です。



2. 返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）

- 「返還誓約書」は、あなた（奨学生本人）と本機構の金銭消費貸借契約を明確にする契約書です。
- 奨学生は必ず、「返還誓約書」を提出期限までに提出しなければなりません。
- 「返還誓約書」には、申込みの際にあなたがスカラネットで入力した内容が印字されています。内容の訂正・変更は、学校に申し出てください。

2-1. 返還誓約書の提出（貸与開始時の手続き）

（1）返還誓約書とは

「返還誓約書」は、あなた（奨学生本人）と本機構の金銭消費貸借契約を明確にする契約書です。返還誓約書で、これからあなた（奨学生本人）が貸与を受ける奨学金の貸与及び返還の条件等を確認することができます。

（2）返還誓約書の提出

学校が指示した期日までに必ず提出してください。

提出のない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

なお、採用取消になった場合、学校指定口座へ振り込まれた支援対象授業料は、学校から本機構へ返金されます。その分の授業料の納付については、学校の指示に従ってください。



- 借用金額は、学校の登録した授業料相当額に基づく授業料支援金及び本人の選択した生活費奨学金の額で貸与終了（予定）月まで借用した場合の金額が表示されています。借用金額は学校による授業料減免等に伴う授業料の額の変動や貸与中の本人からの願出等により、増減する場合があります。
- 貸与額が変動する場合は、実際に貸与された奨学金の総額（保証料相当額を含む）について返還義務を負います。
- 学校及び本機構の審査により不備が見つかった場合は、学校から返還誓約書が返却されますので、不備を解消したうえで再提出してください。なお、不備が解消されるまでの間は、奨学金の振込みが停止となることがあります。

（3）返還誓約書の内容

返還誓約書には、あなた（奨学生本人）がスカラネットで入力した申込情報、借用金額、貸与の条件（予定）、返還の条件（目安）、保証の種類（機関保証）等が印字されています。

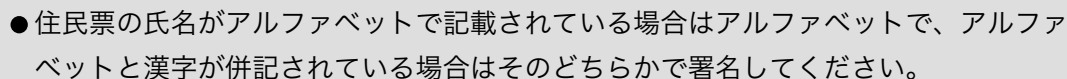
印字の内容を訂正・変更したい場合は、学校に申し出て、所定の様式を受け取り、手続きしてください。



- 併用貸与（授業料後払い制度と第二種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を含む））を受ける人は、授業料後払い制度と第二種奨学金の返還誓約書をそれぞれ作成し、提出する必要があります。

2-2. 返還誓約書記入上の注意（記入例は 18、19ページ参照）

- (1) 黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
- (2) 署名について
 - ①あなた（奨学生本人）、本人以外の連絡先の欄は、各自が署名してください。同一の筆跡は認められません。
 - ②奨学生本人欄の署名は、返還誓約書の印字に間違いがないか確認して、あなた（奨学生本人）が署名してください。



(3) 続柄について

- ① 続柄が「その他（ ）」と印字されている場合は、（ ）内に具体的な続柄を必ず記入してください（例：その他（はとこ））。

(4) 訂正方法について（20、21ページ参照）

【記入上の注意点】

- 消せるボールペンは使わないでください。
- 続柄 その他（ ） ←（ ）内を記入してください。
（例：大おじ・大おば・知人等）

【書き間違ってしまったら？】

- ① 各々以下の方が訂正してください。代筆は不可です。
 - ・ 本人欄の訂正：あなた（奨学生本人）
 - ・ 本人以外の連絡先欄の訂正：本人以外の連絡先の方
- ② 誤った項目（署名、住所等）を全て二重線で消してください。押印（訂正印）は不要です。
- ③ その欄の中に、改めて正しく記入してください。

※各欄内での訂正が難しい場合は、学校に申し出てください。



ポイント

認められない例：



- なぞり書き
（一度書いた文字の上から書いたり、他の人が書いた文字をなぞったりする）
- 一部分だけの修正
- 修正液・修正テープの使用
- 紙を削る
- 上から紙を貼る

2-3. 返還誓約書に添付する書類

返還誓約書に添付しなければならない書類は以下の通りです。過去に採用となった奨学金においてマイナンバーを提出している場合は、住民票の添付は不要です。（必要な添付書類は、返還誓約書の右下に印字されます。）併用貸与の場合は、それぞれの返還誓約書に書類を添付する必要があります。なお、書類はマイナンバーの記載がないものを添付してください。

○返還誓約書に添付しなければならない書類

1. 「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書（機構・協会用）」（コピー不可）
2. 市区町村で発行された奨学生本人の「住民票」（コピー不可、マイナンバーの記載のないもの）



学校に提出する「返還誓約書」に添付する書類（見本）

①は全員必要、②は添付が必要な人のみ（返還誓約書の右下の「添付書類」に住民票の印字がある人。なお、過去に採用となった奨学金においてマイナンバーを提出している場合は、住民票の添付は不要のため印字されません。）

①保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書（コピー不可）

（記入方法、詳細は16～17ページをご覧ください）

[成年用]

(機構・協会用)

① 保証依頼書(兼保証委託契約書)

公益財団法人
日本国際教育支援協会理事長 殿
申込日 令和 年 月 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)
私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金の貸与を申し込むにあたり、機構に対するインターネットによる奨学金申込の申し込み内容又は奨学金申込書の記載内容並びに確認書の記載内容により申込みをする奨学金の貸与（返還）について保証することを裏面記載の保証委託契約書に同意し、以下の【確認事項】を確認したうえで、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に委託します。
また、本依頼書の記載事項が虚偽の内容によるものであった場合、機関保証への加入が無効となっても異議はありません。
【確認事項】
・奨学金は、私本人が自分の意思と責任により申込みを行い、毎月の貸与額は、真に必要な額を選択している。
・奨学金は責任を持って返還する必要がある（保証料を支払うことで返還が免除されることはない）。
・奨学金の返還が困難な場合、返済制度（減額返還、返還期限猶予）がある。
・奨学金の返還を一定期間延滞した場合、私の代わりに協会が機構に対し返済するが（これを代位弁済という）、その後私は協会に前しその分を返還しなければならない。
・代位弁済が行われるとその情報が個人信用情報機関に登録され、延滞情報が登録された時と比べクレジットカードや住宅ローン等の利用に、より厳しい制約を受けることがある。

本
人
（
自
署
）

学 校 名	学部・専攻・分野	学科・専攻・研究科	奨学生番号
学 校 の 種 別	大学(学部) ・ 大学院 ・ 短大・大学 ・ 高等専門学校 ・ 専修学校(専門課程)	学籍番号	
フリガナ			(平仮・カタ)
氏 名	生 年 月 日	年 月 日	
現 住 所	〒 電 話 (自宅・携帯) ()		

② 保証料支払依頼書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿
依頼日 令和 年 月 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)
上記保証依頼書による保証委託契約に基づいて、私が公益財団法人日本国際教育支援協会に支払うべき保証料については、奨学金の交付の際に貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構があらかじめ差し引いて支払うこととさせていただきます。

本人
(
自
署
)

氏 名 (必ず記入) (肩書きは不可)

(注) この保証依頼書及び保証料支払依頼書については、返還誓約書と同時に学校に提出してください。

本書にご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）が行う保証業務及び独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行う奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。
この利用目的の適正な範囲において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。
機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が協会に提供されます。

(学校使用欄)
学 校 番 号 区 分
(機構・協会用) (2024.04)

※見本は奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

②本人の住民票（市区町村で発行されたもの、コピー不可、マイナンバーの記載のないもの）

住 民 票

1 / 1

氏 名	生 年 月 日	性別	続 柄	世 帯 主 名	住民となった年月日
住 所	年 月 日 転入 年 月 日 転出				住民票 コード 省略
本 籍	筆 頭 者				
前 住 所					
備 考					

この写しは、本人の住民票の原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

公印

※市区町村によって様式は異なります。

保証依頼書の記入例

(機構・協会用)

① 保証依頼書(兼保証委託契約書)

公益財団法人
日本国際教育支援協会理事長 殿

① 申込日 令和 X 年 10 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金の貸与を申し込むにあたり、機構に対するインターネットによる奨学金申込の入力内容又は奨学金申込書の記載内容並びに確認書の記載内容により申込みをする奨学金の貸与（返還）について保証することを裏面記載の保証委託約款に同意し、以下の【確認事項】を確認したうえで、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に委託します。

また、本依頼書の記載事項が虚偽の内容によるものであった場合、機関保証への加入が無効となっても異議はありません。

【確認事項】

- ・奨学金は、私本人が自分の意思と責任により申込みを行い、毎月の貸与額は、真に必要な額を選択している。
- ・奨学金は責任を持って返還する必要がある（保証料を支払うことで返還が免除されることはない。）。
- ・奨学金の返還が困難な場合、救済制度（減額返還、返還期限猶予）がある。
- ・奨学金の返還を一定期間延滞した場合、私の代わりに協会が機構に対し返済するが（これを代位弁済という。）、その後私は協会に対しその分を返済しなければならない。
- ・代位弁済が行われるとその情報が個人情報情報機関に登録され、延滞情報が登録された時と比べクレジットカードや住宅ローン等の利用に、より厳しい制約を受けることがある。

②

本 人 （ 自 署 ）	学 校 名	学部・課程・分野	学科・専攻・研究科	奨学生番号													
	日本学生支援大学		経済	3 X X X X X X X X X X													
	学 校 の 種 類	大学(学部) 大学院 短期大学 ・ 高等専門学校 ・ 専修学校(専門課程)	学籍番号														
	フリガナ	ショウガク タロウ			学籍番号												
	氏 名	奨学 太郎			生 年 日	平成(昭和) X 年 11 月 11 日											
現 住 所	〒 135 - 8630 東京都江東区青海2-2-1			電 話 (自 宅・機 関)	090 (0000) 0000												

② 保証料支払依頼書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

① 依頼日 令和 X 年 10 月 1 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

②

上記保証依頼書による保証委託契約に基づいて、私が公益財団法人日本国際教育支援協会に支払うべき保証料については、奨学金の交付の際に貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構があらかじめ差し引いて支払うこととしてください。

本人 （ 自 署 ）	氏 名 (必ず記入) (同上記入は不可)	奨学 太郎
------------------------	----------------------------	-------

(注) この保証依頼書及び保証料支払依頼書については、返還誓約書と同時に学校に提出してください。

※見本は奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

●保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書記入上の注意

- (1) 黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
- (2) あなた（奨学生本人）が必要事項を記入・署名してください。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
- (3) 記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。押印（訂正印）は不要です。
訂正後に必要事項を記入・署名する余白がない場合は、新たな保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書に書き直してください。
- (4) 修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
- (5) 奨学生番号は必ず記入してください。
- (6) 住所欄は現在住んでいる住所（現住所）を正しく記入してください。
- (7) その他、記入例を参照のうえ、正しく記入してください。
- (8) 記入・署名後、「機構・協会用」を提出してください。

※日付けの修正が必要な場合

上段「申込日」 } あなたが記入してください。
中段「依頼日」 } 訂正する場合は訂正部分を二重線で削除してください。

【訂正例】

申込日	令和	X	年	11 ¹⁰	月	9 ¹	日
(返還誓約書に印字された日付を記入)							

依頼日	令和	X	年	11 ¹⁰	月	9 ¹	日
(返還誓約書に印字された日付を記入)							

(左ページ解説)

- ①返還誓約書の借用金額欄右上に印字されている日付（誓約日）をあなた（奨学生本人）が記入してください。
- ②あなた（奨学生本人）の記入・署名欄は2箇所あります。

返還誓約書の記入例

●各自が署名してください。

①奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が記載されています。

- 貸与種別
授業料後払い制度：無利子
- 保証区分
機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度

②誓約日

- ・スカラネットで入力した誓約日です。

③借用金額

- ・学校の登録した授業料相当額に基づく授業料支援金と申込時の本人が選択した生活費奨学金の月額を予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。

④奨学生本人

- ・印字内容が正しいことを確認してください。
- ・住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。
- ・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

⑤署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

⑥本人以外の連絡先

- ・スカラネットで入力した本人以外の連絡先の人物の情報が印字されています。
- ・卒業後にあなたへ送付する重要な書類が届かないなど連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号を照会することがあります。
- ・あらかじめ連絡先となる人に役割をよく説明し、承諾を得てください。

⑦続柄

- ・「その他（）」と印字されている場合は（）の中にあるあなたとの具体的な続柄を記入してください。
(例：大おじ・大おば・知人等)

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

印紙税法
第5条により
印紙は必要ありません

①【授業料後払い制度】

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学貸与金を下記のとおり借用いたします。

つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、右面の「授業料後払い制度同意条項」及び裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。

なお、私が借用した学貸与金は、機関保証を利用する、授業料後払い制度による第一種奨学金（無利息）です。

② 令和XX年 10月 1日

③ 借用金額

¥ 1 5 8 7 6 4 2

(うち、授業料支援金

¥ 1 1 0 7 6 4 2)

(うち、生活費奨学金

¥ 4 8 0 0 0 0)

上記金額には、機関保証制度の利用による保証料を含みます。

※機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※「借用金額」は、学校の登録した授業料相当額に基づく授業料支援金及び本人の選択した生活費奨学金の額で貸与終了（予定）月まで借用した場合の金額が表示されています。「借用金額」は貸与中の本人からの願出等により、増減する場合があります。

④ 奨学生 本人	奨学生番号	3XX-06-XXXXXX	CD	7 001	採用種別	在学
	在学	日本学生支援大学				
	住所	〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1				
	電話番号	03-XXXX-1111	携帯電話番号	090-XXXX-6666		
⑥ 本人 以外の 連絡先	氏名	(奨学 太郎)				
	フリガナ	ショウガ ケイヲ				
	署名	⑤ 奨学 太郎				
	生年	平成XX 年 11月 11日生 性別 男				
⑦ 続柄	住所	〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29				
	電話番号	03-XXXX-3333	携帯電話番号	090-XXXX-7777		
	氏名	(奨学 一郎)				
	フリガナ	ショウガ ケイイチ				
⑦ 続柄	署名	奨学 一郎				
	生年	昭和XX 年 10月 1日生 性別 男				

(注)・機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借用金額」とすでに貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。

・ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(同一筆跡不可)

【提出用】

貸与の条件 (予定)

授業料 支援金	貸 与 期 間				支 援 対 象 授 業 料		貸 与 額 計	
	20XX 年	10 月～	20XX 年	9 月	1,071,600 円		1,107,642 円	
生活費 奨学金	貸 与 期 間				貸与月数	貸 与 月 額	貸 与 額 計	
	20XX 年	10 月～	20XX 年	9 月	24	20,000 円	480,000 円	
	年	月～	年	月	月	円	円	
	年	月～	年	月	月	円	円	

(注) 貸与月額と貸与額計には、機関保証制度による保証料を含みます。

返還の条件 (目安)

8 月賦返還	返 還 期 日	返 還 回 数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
	毎月27日	180 回	8,820 円	8,820 円	8,862 円
総支払額					1,587,642 円

(注) ・割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。

・返還方法は、所得連動返還方式になり、毎年の割賦金はその前年のあなたの所得および子の人数に応じ決定されます。上記「返還の条件 (目安)」に記載の内容は「借入金額」欄記載金額から算出された割賦金であり、あなたの所得が把握できない場合に適用されます。

【授業料後払い制度同意条件】

以下において、「機構」とは独立行政法人日本学生支援機構、「本人」とは、奨学生本人とします。

本人は、授業料後払い制度による第一種奨学金の貸与を受けるにあたり、以下の事項に同意します。

1. 授業料後払い制度での借入金額には、授業料に充てることを目的として貸与する「授業料支援金」と生活費に充てることを目的として貸与する「生活費奨学金」とが含まれており、本人は、これらを一体として返還する義務を負います。
2. 授業料後払い制度における保証制度は機関保証に限るものとします。「授業料支援金」は、授業料相当額の支援対象授業料に保証料相当額を加えた額になります。「授業料支援金」と「生活費奨学金」は、それぞれ保証料を差し引いたうえで本人の指定する口座に振り込まれます。本人は、保証料を含む借入金額全額を返還する義務を負います。
3. 本人は、「授業料支援金」のうち、支援対象授業料の振込先を、本人の在籍する学校が指定する口座（学校指定口座）に指定するものとします。ただし、本人が在籍する学校の状況により、機構が学校指定口座に振り込むことができないときは、機構は、支援対象授業料を本人名義の指定口座（「生活費奨学金」と同じ口座）に振り込むこととし、学校指定口座への振込が可能となった時点で、学校指定口座に振込むこととします。なお、授業料後払い制度により学校指定口座に支援対象授業料が振り込まれた場合、学校が支援対象授業料を本人の授業料に充当することに本人は同意し、異議を述べません。
4. 支援対象授業料の振込日は学校が希望する日に基づき機構が決定するものとし、授業料の納付期日より前に振込が行われることがあります。本人は、授業料後払い制度により「授業料支援金」を直接受領しない場合であっても、自身が直接受領した場合と同様に返還義務を負います。
5. 支援対象授業料が学校指定口座に振り込まれた場合において、授業料減免などにより、振込額のうち学校が本人に課す授業料に充当できない差額が生じたときは、当該差額は学校が本人に対して交付することとします。
6. 本人が退学等により奨学生の資格を失った場合であっても、本人が在籍していた年度中に生じた授業料に関する「授業料支援金」が、保証料が差し引かれたうえで学校又は本人に振り込まれることがあります。
7. 授業料後払い制度を利用していても、本人が、学校に対して授業料を納付する義務を負います。支援対象授業料が本人名義の指定口座に振り込まれたとき、又は学校の定める授業料が支援対象授業料の上限額を超えるときは、本人が授業料の納付方法、納付時期等を、学校に確認の上、自己の責任の下に納付し、納付が遅れたことによる不利益は本人が負うものとします。
8. 授業料後払い制度の返還は所得連動返還方式によるものとします。授業料後払い制度における所得連動返還方式は、毎年10月に割賦額の見直しが行われ、機構が諸規程で定める要件を満たしている限り、本人の地方税法における前年中の課税総所得金額及び本人の子の数に基づき割賦額が決定されます。ただし、返還初年度及び本人の前年中の課税総所得金額が114万円以下である場合には、割賦額は2,000円となります。

9 添付書類

- ・「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」（コピー不可）

学校番号	104900
区 分	00
学部学科	2006
学 籍 No	123456

★

20XX/04/XX

(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
 - ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消し、再度正しい署名を行ってください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
 - ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
- ※訂正方法の詳細は20、21ページを参照してください。
- (本人及び本人以外の連絡先については訂正印不要)

※本ページの返還誓約書（見本）は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

返還誓約書の印字・署名の訂正方法

①【あなた（奨学生本人）の改氏名】

- ・印字された氏名・フリガナを二重線で削除し、直近の余白に正しい氏名・フリガナを記入してください。
- ・改氏名後（訂正後）の氏名で署名してください。
- ・学校に申し出て「改氏名届（様式3）」を学校から受け取り、記入後に学校に提出してください。

※届出の金融機関で振込口座の改氏名・訂正の手続きも必要です。同時に手続きを行わない場合は氏名不一致で振込ができない場合がありますので注意してください。

還 誓 約 書

（信用情報の取扱いに関する同意書）

理事長 殿

貴学貸与金を下記のとおり借用いたします。
生支援機構貸与奨学規程、その他の諸規程によって
「記載の取扱いにしたがい返還することを誓約し
（以下「機構」という）に提出した個人番号について
を利用することに同意します。また、右面の「授業料
（信用情報同意条項）」を承認し、同意します。
機関保証を利用する、授業料後払い制度による第一種

令和XX年 10月 1日

借入金額

¥	1	5	8	7	6	4	2
---	---	---	---	---	---	---	---

（うち、授業料支援金

¥	1	1	0	7	6	4	2
---	---	---	---	---	---	---	---

（うち、生活費奨学金

¥	4	8	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---

上記金額には、機関保証制度の利用による保証料を含みます。

※機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※「借入金額」は、学校の登録した授業料相当額に基づく授業料支援金及び本人の選択した生活費奨学金の額で貸与終了（予定）月まで借用した場合の金額が表示されています。「借入金額」は貸与中の本人からの願出等により、増減する場合があります。

奨学生番号	3XX-06-XXXXXX	CD	7	001	採用種別	住子
在学学校	日本学生支援大学					
住所	〒135-8630					
	東京都江東区青海 2-2-					
奨学生本人の電話番号	03-XXXX-1111	携帯電話番号	090-XXXX-6666			
氏名	市谷 太郎					
住所	〒153-8503	平成XX年 11月 11日生	性別	男		
	東京都目黒区駒場4-5-29	神奈川県横浜市緑区長津田町4259				
本人以外の氏名	(奨学 一郎)	電話番号	03-XXXX-3333			
連絡先	署名	携帯電話番号	090-XXXX-7777			
	奨学 春子	フリガナ	シヨウガク イチロウ			
続柄	父	①	奨学 一郎	②	③	

（注）機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借入金額」とすでに貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。

・ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び貴客委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の返還義務の停止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

【提出用】



【訂正時の注意】

- ・紙貼り、修正液、字消し等を使用しての修正は不可です。
- ・なぞり書きは不可です。

貸与の条件（予定）

授業料 支援金	貸 与 期 間			支 援 対 象 授 業 料		貸 与 額
	20XX 年	10 月～	20XX 年 9 月	1,071,600 円		1,107,642 円
生活費 奨学金	貸 与 期 間			貸与月数	貸 与 月 額	貸 与 額
	20XX 年	10 月～	20XX 年 9 月	24 月	20,000 円	480,000 円
	年	月～	年 月	月	円	円
	年	月～	年 月	月	円	円

（注）貸与月額と貸与額計には、機関保証制度による保証料を含みます。

返還の条件（目安）

月賦返還	返 還 期 日	返還回数	初回割賦金	割賦金
	毎月27日	180 回	8,820 円	8,820 円
総支払い額				

（注）・割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。

・返還方法は、所得連動返還方式になり、毎年の割賦金はその前年のあなたの所得および子の人数に応じ決定されます。
に記載の内容は「借入金額」欄記載金額から算出された割賦金であり、あなたの所得が把握できない場合に適用されま

【授業料後払い制度同意条項】

以下において、「機構」とは独立行政法人日本学生支援機構、「本人」とは、奨学生本人とし、本人は、授業料後払い制度による第一種奨学金の貸与を受けるにあたり、以下の事項に同意

1. 授業料後払い制度での借入金額には、授業料に充てることを目的として貸与する「授業料支援金」に充てることを目的として貸与する「生活費奨学金」とが含まれており、本人は、返還する義務を負います。
2. 授業料後払い制度における保証制度は機関保証に限るものとします。「授業料支援金」は支援対象授業料に保証料相当額を加えた額になります。「授業料支援金」と「生活費奨学金」の保証料を差し引いたうえで本人の指定する口座に振り込まれます。本人は、保証料を返還する義務を負います。
3. 本人は、「授業料支援金」のうち、支援対象授業料の振込先を、本人の在籍する学校が指定する口座（指定口座）に指定するものとします。ただし、本人が在籍する学校の状況により、機構が振り込むことができないときは、機構は、支援対象授業料を本人名義の指定口座（「生活費奨学金」の指定口座）に振り込むこととし、学校指定口座への振込が可能となった時点で、学校指定口座に振り込むこととします。

支援対象授業料を本人の授業料に充当することに本人は同意し、異議を述べません。

4. 支援対象授業料の振込日は学校が希望する日に基づき機構が決定するものとし、授業料の前振込が行われることがあります。本人は、授業料後払い制度により「授業料支援金」が振り込まれる場合であっても、自身が直接受領した場合と同様に返還義務を負います。
5. 支援対象授業料が学校指定口座に振り込まれた場合において、授業料減免などにより、本人に課す授業料に充当できない差額が生じたときは、当該差額は学校が本人に対して返還を請求することとなります。
6. 本人が退学等により奨学生の資格を失った場合であっても、本人が在籍していた年度中の授業料に相当する「授業料支援金」が、保証料が差し引かれたうえで学校又は本人に振り込まれることがあります。本人は、授業料後払い制度を利用していても、本人が、学校に対して授業料を納付する義務を負います。
7. 授業料が本人名義の指定口座に振り込まれたとき、又は学校の定める授業料が支援対象授業料に充当されたとき、又は学校の定める授業料が支援対象授業料に充当されたとき、本人が授業料の納付方法、納付時期等を、学校に確認の上、自己の責任において納付が遅れたことによる不利益は本人が負うものとします。
8. 授業料後払い制度の返還は所得連動返還方式によるものとします。授業料後払い制度における返還方法は、毎年10月に割賦額の見直しが行われ、機構が諸規程で定める要件を満たしている場合、地方税法における前年中の課税総所得金額及び本人の子の数に基づき割賦額が決定されま

となります。

添付書類

・「保証依頼書（兼保証委託契約書）」・「保証料支払依頼書」（コピー不可）

学校番号	104900
区 分	00
学部学科	2006
学 籍 No	123456

20XX/04/XX
000001(20XX/04)



【印字・署名の訂正不備】

- ・印字、署名の一部訂正は不可です。

正) 奨 学 春 子
奨 学 一 郎
誤) 奨 学 春 子
一 郎

返還誓約書の印字内容に訂正・追加がある場合は、返還誓約書に直接書き込んだうえで、「返還誓約書記載事項訂正届」を添付してください。⇒22、23ページ「返還誓約書記載事項訂正届の記入例」を参照してください。

例) 本人以外の連絡先の電話番号の入力漏れ

→空白部分に直接記入→「返還誓約書記載事項訂正届」を記入し、添付。

返還誓約書記載事項訂正届

この届出様式は返還誓約書に印字された情報を訂正または新規追加する場合に必要となります。

※あなた（奨学生本人）の氏名・生年月日の訂正には、他にも必要な手続きがありますので、必ず学校に申し出てください。

※この用紙は学校に申し出て、学校から受け取ってください。

【奨学生本人欄について訂正がない場合】

①【奨学生本人欄】

二重枠線内の日付・奨学生番号・奨学生本人の氏名及びフリガナは必ず記入してください。

※奨学生本人欄の訂正はなく、本人以外の連絡先のみを訂正する場合でも、本人欄の「日付」「奨学生番号」「氏名」「フリガナ」は必ず記入してください（本人欄の他の項目は記入しないでください）。

【氏名】

氏名欄にアルファベットは記入不可です。カタカナ表記で記入してください。

様式25-1（表面）※記入方法は裏面参照

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

返還誓約書記載事項訂正

「返還誓約書」を提出するにあたり、「返還誓約書」上

返還誓約書に印字された日付 令和 XX 年 4 月 1 日		奨学生番号 3 X X - X X -	
住所 下記 ※①参照	〒 - 都道府県		
フリガナ セイ ショウガク	メイ タロウ	生年月日 S .	
氏名 奨 学	太 郎		
訂正(変更)・新規追加がある場合は該当に○印を付けて			
印鑑登録 証明書に 記載の住所	〒 -		2
フリガナ	セイ ショウガク		奨学生本人
氏名	奨 学		
訂正(変更)事由			
印鑑登録 証明書に	〒 -		
現住所 〒 162 - 8431 東京 都道府県 新宿区市谷本村町			
フリガナ セイ ショウガク	メイ イチロウ	生年月日 S . H	
氏名 奨 学	一 郎	続柄 父	
訂正(変更)事由 保証変更をするため			

【訂正が必要な当該人物欄】

返還誓約書上で訂正又は新規追加のあった人が該当する欄について必要事項をすべて記載してください。（記載した情報が機構に登録されます。）

※①2020年度以降採用者は現住所（2019年度以前採用者は住民票に記載の住所）です。ただし、マイナンバー未提出者は住民票に記載の住所です。
※この届出用紙は輸入学とのにおける返還誓約書記載事項訂正届を兼ねます。
※この届出用紙の写し（コピー）はご自身で用意ください。学校へ提出後、日本学生支援機構からはこの届出用紙の写しを発行しません。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸付業務（返済業務を含む）及び応募する学校での授業料等返済業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内には利用されません。機関登録加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証書欄に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の償還業務の防止等のために資金が

各自の署名は返還誓約書上で修正してください。（20、21ページ）

届(成年者用)

※未成年者は様式25-2を使用してください。

610～, 810～

で訂正(変更)又は新規に追加した内容を届け出ます。

X X X X X X X	学 籍 番 号
	電 話 番 号
	携 帯 番 号
H 年 月 日	※奨学生本人の氏名・フリガナ・生年月日の訂正(変更)には別途手続きが必要です。学校窓口へ申し出てください。
	※返還誓約書の本人欄の訂正はなく、本人以外の他の者(連帯保証人等)のみの訂正が必要な場合は、二重枠線内の「日付」「奨学生番号」「フリガナ」「氏名」のみの記入が必要です。この場合本人欄の他の項目は記入しないでください。
	※返還誓約書の本人欄について一部でも訂正がある場合は、この欄は

②【奨学生本人欄】

奨学生本人欄について一部でも訂正がある場合は、太線枠内の本人欄は、全ての項目を記入してください。

XX 年 4 月 1 日	奨学生番号	3 X X - X X - X X X X X X	学 籍 番 号	123456
0	東京	江東区青海 2-2-2	電 話 番 号	03 - 1111 - 1111
			携 帯 番 号	090 - 0000 - 0000
	姓	太郎	生年月日	S・(H) XX 年 11 月 11 日
	名	太郎		※奨学生本人の氏名・フリガナ・生年月日の訂正(変更)には別途手続きが必要です。学校窓口へ申し出てください。
				※返還誓約書の本人欄の訂正はなく、本人以外の他の者(連帯保証人等)のみの訂正が必要な場合は、二重枠線内の「日付」「奨学生番号」「フリガナ」「氏名」のみの記入が必要です。この場合本人欄の他の項目は記入しないでください。
				※返還誓約書の本人欄について一部でも訂正がある場合は、この欄は全項目への記入が必要です。

	電 話 番 号	-
	携 帯 番 号	-
H 年 月 日	勤 務 先 名	一重線の場合、記入不要!
	勤 務 先 住 居	-
続柄コード		
	※裏面の保証人の選任条件を確認の上、全てご記入ください。	
10-7	電 話 番 号	03 - 0000 -
	携 帯 番 号	090 - 0000 - 9999
XX 年 1 月 1 日		
続柄コード		
	※奨学生本人以外でなければなりません。	

「電話番号」等の記入漏れに注意してください。(固定電話、携帯電話を持っていない場合は未記入で構いません。)

内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び事務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的

(23.4)



3. マイナンバーの提出(奨学生として採用された時)

3-1. 奨学生として採用された時のマイナンバー提出

奨学生として採用された時に「マイナンバー提出書」のセットが配付されますので、あなたのマイナンバーを提出してください。

※過去に採用となった奨学金においてマイナンバーを既に提出している場合は、提出不要のため、「マイナンバー提出書」のセットは配付されません。

3-2. マイナンバーの提出方法及び提出期限

学校から「マイナンバー提出書」のセットが配付されますので、同封されている説明資料をよく確認のうえ「マイナンバー提出書」にマイナンバー等を記入し、各自で添付書類を用意してください。(3-3. 参照)

専用の「提出用封筒」(提出先の住所が印刷されています。)に「マイナンバー提出書」と添付書類を入れて、郵便局の窓口から簡易書留で郵送してください。

提出期限 「マイナンバー提出書」を受領後、1か月以内

※郵送料(簡易書留)はご本人負担となりますのでご了承ください。

※「返還誓約書」を同封しないように注意してください。「返還誓約書」の提出先は、学校です。

3-3. 提出する書類

1	「マイナンバー提出書」(学校から配付されます。)	
2	添付書類(詳細は「マイナンバー提出書」のセットに同封の説明資料参照。)	
	●マイナンバーカードを《持っている人》	「マイナンバーカード」のおもて面と <u>うら面のコピー</u>
	●マイナンバーカードを《持っていない人》 ・右の①と②の書類を提出してください。 ・全て有効期限内であること、有効期限の記載がない書類は発行日から6か月以内であることを確認してください。	①番号確認書類(以下のいずれか1点が必要です) ・「マイナンバー記載の住民票の写し」の <u>コピー又は原本</u> ・「マイナンバー記載の住民票記載事項証明書」の <u>コピー又は原本</u> ・「通知カード」のおもて面の <u>コピー</u> (令和2年5月25日以降に記載の住所・氏名等に変更があった場合は使用できません。) ②身元確認書類 書類によっては2点の提出が必要です。(説明資料参照) (1点で手続可能な書類の例) <u>運転免許証、パスポート、学生証(顔写真あり)、在留カード(おもて面)、特別永住者証明書(おもて面)等のコピー</u>

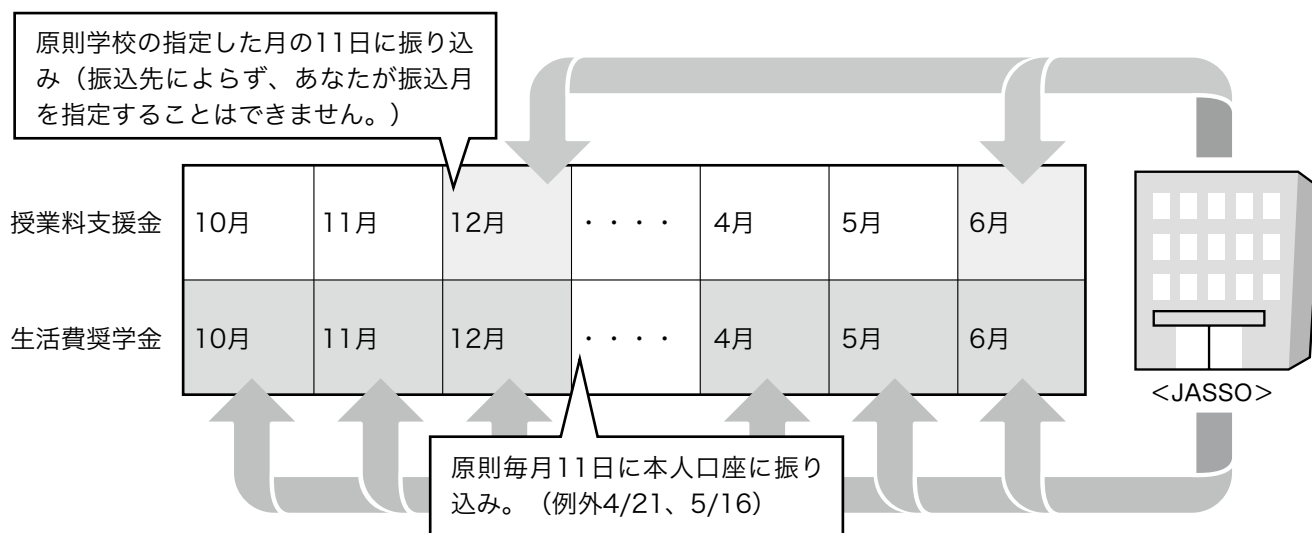
※「マイナンバー提出書」の記入方法や、用意する添付書類について不明な点がある場合は、説明資料に記載のマイナンバー提出専用コールセンターに問い合わせてください。

※「提出用封筒」を紛失した場合は、マイナンバー提出専用コールセンターに連絡して、「提出用封筒」を取り寄せてください。マイナンバーの提出がない場合、後払い制度を利用しても、卒業後等の返還月額が所得に連動せず、定額で返還することになります。(所得が低い場合でも返還月額が少なくなりません。)

4. 奨学金の振込み

- 授業料支援金は学校もしくはあなた名義の口座に、学校が指定した月に振り込まれます。振込先は学校が指定します。奨学生証をご確認ください。
- 生活費奨学金は、あなた名義の口座に、原則毎月振り込まれます。
- 授業料支援金と生活費奨学金は、それぞれ保証料を差し引いたうえで振り込まれます。
- 授業料支援金の額は、学校の定める授業料の額により変動することがあります。

○奨学金振込例



※振込日が土日祝日の場合は、その前営業日に振り込まれます。

※毎月の振込日は本機構ホームページより確認できます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/furikomi_bi.html



ポイント

生活費奨学金の貸与終了となる年度の3月分は、2月分と合わせて2月に振り込まれます。

4-1. 奨学金の振込み

本機構や金融機関からの通知はありません。生活費奨学金は、毎月の振込みが確実に行われているか、必ず確認してください。

もし不明な点が生じたときは、すぐに学校に問い合わせてください。

なお、本制度を利用する場合の授業料の納付については学校からの指示に従ってください。

また、支援対象授業料が学校に振り込まれた場合、学校からあなたに対し、支援対象授業料が授業料に充当されたことについて通知されます。詳細は学校にご確認ください。

学校に振り込まれた支援対象授業料が実際の授業料を超過した場合、差額は学校からあなたに振り込まれます。

また、学校に振り込まれた支援対象授業料の金額は、スカラネット・パーソナル（58ページ参照）でご確認いただけます。



ポイント

- 生活費奨学金は採用時の初回振込み等で、複数月分がまとめて振り込まれることがあります。

4-2. 振込口座の変更

(1) 変更方法

学校の担当者から「奨学金振込口座変更届」（所定の用紙）を受け取り、必要事項を記入のうえ、学校に提出してください。

※学校の状況により、支援対象授業料が学校指定口座に振込みができない場合、あなた名義の口座（生活費奨学金と同じ口座）へ振り込まれます。支援対象授業料の振込先をどちらにするかは学校が選択し、あなたが選択することはできません。

※金融機関の都合（金融機関や支店の合併・廃止等）による口座変更の場合は、原則として金融機関からの連絡によって本機構が変更手続きを行います（金融機関によっては、学校を通じて振込口座の確認をする場合があります）。

(2) 取扱金融機関

ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合（一部を除く）の本支店で、かつあなた（奨学生本人）名義の普通預金口座又は通常貯金口座に限ります。なお、奨学金の振込口座として利用できない金融機関、口座がありますので注意してください。

【取扱金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、PayPay銀行、セブン銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座

4-3. 機関保証料

(1) 保証料の支払方法

授業料支援金、生活費奨学金の保証料は、本機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。

なお、初回振込時など、生活費奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、機関保証料が端数処理の関係で、奨学生証に記載されている保証料月額の数倍にならないことがあります。

また、生活費奨学金は、月額を変更した場合、月額変更を反映した月より、変更後の貸与額に対応した保証料が適用されます。授業料支援金は、貸与終了時に確定した貸与額に対応した保証料が適用されます。

(2) 保証料月額の確認方法

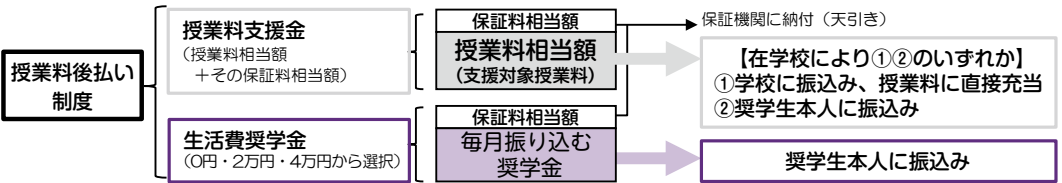
授業料支援金の保証料及び生活費奨学金の保証料月額は、奨学生証に記載されています（10ページ参照）。

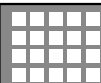
(3) 振込額について

授業料支援金のうち、保証料を差し引いた後の額（授業料相当額）が振込額となります。そのため、貸与総額は「授業料相当額（支援対象授業料）として学校が指定した額＋保証料相当額」となります。

生活費奨学金は、月額から保証料を差し引いて振り込みます。

授業料後払い制度の交付の仕組み





5. 貸与月額の変更、受領資格等

- 借り過ぎに注意し、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮して月額を選択してください。

5-1. 貸与月額の変更

(1) 生活費奨学金

2万円又は4万月に月額変更（増額・減額）ができます。（この他に0円を選択することができます。）

【変更方法】

所定の様式を学校へ提出します。

(2) 授業料支援金

授業料支援金のうち、支援対象授業料は学校が機構へ申告する額です。本人が金額を変更することはできません。

【変更方法】

支援対象授業料に変更がある場合で、支援対象授業料の総額が返還誓約書に印字された支援対象授業料の総額よりも増額となるときは、所定の様式を学校へ提出します。（減額となるときは提出不要です。）

手続きがない限り、当初指定していた金額を超える支援を受けることはできません。

(3) 保証料

支援対象授業料、生活費奨学金の貸与月額の増減により、保証料が変更となります（62ページ「2. 機関保証制度の保証料（目安）」参照）。

5-2. 併用貸与

第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）と第二種奨学金両方の貸与を受けることを「併用貸与」といいます。併用貸与を希望する場合は学校へ相談してください。ただし、第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の学力基準を満たしていることに加えて、家計基準（年収・所得額の上限）が第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）よりさらに低い金額となります。なお、併用貸与を受けた場合は、貸与総額及び毎月の返還額が多額となりますので、将来の返還のことも十分に考慮して選択してください。



- 併用貸与を希望する人については、将来返還する際の負担を考慮して、適切な貸与月額を選択するよう、学校担当者による面談等指導を受けることがあります。

5-3. 応急採用（第二種奨学金）

（1）応急採用とは

進学前又は在学中に被災や病気等の事由により家計が急変し、貸与奨学金を必要とする場合は、急変後の年収見込みにより選考が行われる応急採用に年間を通じて申し込むことができますので、学校に相談してください。

（2）申込み

- ①家計の急変事由が発生してから、12 か月以内に申し込む必要があります。
- ②家計の急変事由にかかる証明書類や、収入に関する証明書類の提出が必要です。
- ③応急採用は第二種奨学金（有利子）です。すでに第二種奨学金を借りている人は、応急採用を申し込むことはできません。
- ④応急採用に採用されると併用貸与となりますので、留意点として前記5-2. 「併用貸与」を参照してください。

（3）貸与期間

- ①貸与期間は、申請年度の4月以降であなたが希望する月から、修業年限の終了月までとなります。
- ②申請年度よりも前に家計の急変が起こった場合、家計の急変事由が発生した月の分から借りることができます。
※入学した月より前の分を借りることはできません。
- ③留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）に相当する期間を貸与始期とすることはできません。

※応急採用の詳細や手続き方法等については本機構ホームページを確認してください。



https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/index.html

5-4. 他の団体等の奨学金との重複受給

本機構は、原則として他の団体等（地方公共団体や進学事業実施団体等）の奨学金との重複受給を禁止していませんが、他の団体等では本機構の奨学金との重複受給を認めていない場合があります（重複の可否については他の団体に確認してください）。そのような場合には、どちらの奨学金を受けるかあなたが判断してください。

6. 貸与中の異動（休学・退学、改姓等）

- 異動とは、休学や退学、その他の登録内容に変更があったことをいいます。
- 主なものには、休止・退学・辞退・転学・編入学・改氏名・住所変更等があります。
事由ごとに所定の手続きがありますので、学校に申し出てください。
- 退学・辞退したときは、必ず奨学金を返還するための口座振替（リレー口座）への加入
手続きをしてください（47ページ参照）。

6. 貸与中の異動（休学・退学、改姓等）目次

項番		ページ
6-1	改氏名、住所変更、本人以外の連絡先の変更	31
6-2	休止	32
6-3	交付の復活	32
6-4	退学・辞退	32～33
6-5	受領資格のない奨学金が振り込まれてしまった場合	33
6-6	転学部（科）するときの手続き	34
6-7	転学・編入学するときの手続き	34～35
6-8	留学時に奨学金を希望するときの手続き	35



6-1. 改氏名、住所変更、本人以外の連絡先の変更

(1) 改氏名（改姓、改名）

氏名変更があった場合は、「改氏名届」（所定の用紙）を学校に提出してください。なお、改名した場合は、公的証明書が必要となります。また、返還誓約書上で氏名を訂正して署名した場合も「改氏名届」の提出は必要です。詳細については、学校に確認してください。

併せて、奨学金を受け取っているあなたの口座の名義変更も必要です。届出がない場合は、奨学金の振込みができなくなります。

(2) 住所・電話番号の変更

住所が変更された場合は、以下のとおりに手続きをしてください。

①奨学金貸与中

マイナンバー提出済の奨学生本人については、届け出る必要がありません。

本人以外の連絡先は、現在住んでいる住所が変更になった場合に「住所変更届」を学校に提出してください。

なお、奨学生本人の住所、奨学生本人の電話番号・携帯電話番号変更は、インターネットで行う「奨学金継続願」の提出（37ページ）時に、スカラネット・パーソナルから届け出することもできます。

②貸与終了後

現住所が変更された場合は、スカラネット・パーソナル又は、本機構ホームページに掲載している「転居・改氏名・勤務先（変更）届」にて、直接、本機構に届け出てください。

※本人以外の連絡先の住所が変更された場合も同様です。

(3) 本人以外の連絡先の変更

返還誓約書提出後に変更を希望する場合は、「本人以外の連絡先（機関保証）変更届」（所定の用紙）を学校に提出してください。

6-2. 休止

(1) 休止

休学（1か月以上の長期欠席を含む）した場合は、奨学金の交付は止まります。これを休止といいます。生活費奨学金の利用の有無にかかわらず、必ず、休止の「異動願（届）」を学校に提出してください。あなたの都合（休学等の事実はないが、今月のみ貸与は不要等）による奨学金の中断はできません。また、休止手続きを行わないまま休学した後にあなたの口座に振り込まれた奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。なお、支援対象授業料は、休学中も振り込まれる場合があります。

休学により卒業期が延びても、支援対象授業料の振込総額は、休学していなかった場合の総額と基本的に変わりません。このため、休学中に支援対象授業料の振込みがあった場合、支援対象授業料は卒業期の最後まで振り込まれない場合があります。

(2) 長期にわたる休止

休止が2年（本機構が特に認めたときは3年）を超える場合は、奨学生の資格を失います。休止と停止（40ページ参照）が連続して2年を超える場合も同様です。辞退の「異動願（届）」を提出してください。また、学校の指示に従い、貸与終了時の手続き（47ページ参照）を行ってください。なお、引き続き在学する場合は、必要に応じて在学猶予（51ページ参照）の手続きをしてください。

6-3. 交付の復活

(1) 復活

休止が2年（本機構が特に認めたときは3年）以内に終わり、復活の「異動願（届）」の提出があったときは、奨学金の交付を再開することがあります。これを復活といいます。

(2) 休止後の復活

生活費奨学金の利用の有無にかかわらず、必ず復活の「異動願（届）」を速やかに学校に提出してください。本機構で審査し、復活が可能であれば交付が再開されます。交付の再開時期については、学校に問い合わせてください。

6-4. 退学・辞退

(1) 退学

在学中にあなたの都合や授業料未納などによって学籍を失うことを退学といいます。退学する場合は、速やかに学校に申し出て、生活費奨学金の利用の有無にかかわらず、必ず退学の「異動願（届）」を提出してください。退学の「異動願（届）」の提出が遅れると、奨学金の返還が延滞する原因となります。

(2) 辞退

在学中に奨学金が不要となり、その旨を届け出ることを辞退といいます。辞退する場合は、速やかに学校に申し出て、生活費奨学金の利用の有無にかかわらず、必ず辞退の「異動願（届）」を提出してください。授業料支援金と生活費奨学金の貸与を受けている場合、授業料支援金のみ辞退することはできません。なお、授業料支援金は継続し、生活費奨学金の振込みを止めたい場合は、「奨学金貸与月額変更願（届）」で生活費奨学金の貸与月額を0円に減額する手続きを行ってください。

※授業料後払い制度を利用している場合は、現行の第一種奨学金を同時に利用することはできませんが、授業料後払い制度の利用を辞退し、次の年度に改めて申し込むことで、現行の第一種奨学金を利用することができる場合があります。

※辞退後は、辞退の取り消しはできません。辞退する際は、事前に経済状況等をよく確認してください。

※学校の状況によっては、辞退後にも支援対象授業料が振り込まれる場合があります。辞退の申出をする際には、支援対象授業料の振込みやあなた自身の授業料の納付をどのように行うか、学校に相談してください。

(3) 退学・辞退（貸与終了）後の手続き

退学・辞退した場合、いずれも奨学生としての資格はなくなります。本機構より「貸与奨学金返還確認票」（47ページ参照）が発行されますので、内容を確認してください。また、学校の指示に従い、貸与終了後の手続き（47ページ参照）を行ってください。なお、辞退した場合で、引き続き在学する場合は、必要に応じて在学猶予（51ページ参照）の手続きをしてください。退学後に他の学校に在学する場合は、新たに入学した学校で、在学猶予の手続きをしてください。

住所等に変更がある場合は、スカラネット・パーソナル又は本機構ホームページに掲載している「転居・改氏名・勤務先（変更）届」にて届け出てください。

※奨学生に課せられている授業料の都合により、退学・辞退の申し出をした後に授業料支援金が振り込まれる場合も返還が必要です。

(4) 退学・辞退（貸与終了）した場合の返還開始時期

貸与終了（在学猶予期間終了）の翌月から数えて7か月目から返還が開始されます。

6-5. 受領資格のない奨学金が振り込まれてしまった場合

(1) 返金の手続きについて

退学等で奨学生としての資格がなくなる場合は、速やかに学校に申し出て、手続きをしてください。

手続きの遅れ等により奨学生としての資格がなくなった後に、あなたの口座に振り込まれた奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

なお、学校指定口座に振り込まれた支援対象授業料は、学校から本機構に返金されます。その分の授業料の納付については、学校の指示に従ってください。

(2) 返金方法について

返金する必要が生じた場合は、学校で「奨学金返戻用振込用紙」（所定の用紙）を受け取り、返金すべき金額を学校に確認してください。返金額、奨学生番号、氏名等必要事項を記入して、返金額とともに金融機関の窓口へ提出してください。振込先金融機関を正しく指定している場合、振込手数料は無料です（「奨学金返戻用振込用紙」裏面参照）。

返金額は、貸与額から保証料を差し引いた、実際に振り込まれた金額です。1円単位となりますので注意してください。



ポイント

インターネットバンキングやATMからの振込みは本人確認ができない場合があることに加え、金融機関所定の振込手数料がかかるため、行わないでください。

6-6. 転学部（科）するときの手続き

在学する学校において、他の学部・学科・学群・課程に移ることや昼夜間部の別を変更することを転学部（科）といいます。

転学部（科）後、「転学部（科）届」（所定の用紙）を速やかに学校に提出することにより、引き続き奨学金の貸与を受けることができます。

ただし、授業料後払い制度の場合、貸与期間は転学部（科）後の標準修業年限から、転学部（科）前にすでに貸与を受けた期間を除いた期間となります。

6-7. 転学・編入学するときの手続き

転学には、次の2つがあります。

- ①退学又は卒業せずに、同一学校種間（例えばA大学大学院からB大学大学院へ）の他の学校の途中年次へ転入する場合
 - ②退学後に引き続き、同一学校種間の他の学校の途中年次へ転入する場合
- なお、A大学大学院からB大学大学院へ編入学試験を受けて編入学する場合は、奨学金の継続手続き上は「転学」に含まれます。

転学後、継続して貸与を希望する場合の手続きは以下の通りです。

1. 今まで在学していた学校の担当者に連絡し、所定の用紙を受け取ります。
2. 必要事項を記入し、今まで在学していた学校へ速やかに提出します。
3. 承認後、転学先の学校から「承認通知」を受け取ります。

※今まで在学していた学校を卒業した後に他の学校へ転学する場合は、継続の手続きはできません。転学先の学校で、新規にお申し込みください。

※年の途中で転学をする場合、その年で既に受けていた支援対象授業料の額は、転学後の上限額に算入されます。

〔事例〕転学後の貸与期間

- ・継続年次へ進級した場合は、転学後の標準修業年限まで貸与を継続します。
(例：1年終了時に大学院を退学し、引き続き他大学の大学院2年次に転学する場合など)
- ・同一年次を重複履修した場合、転学後の標準修業年限のうち、すでに貸与された期間を除いた期間が継続貸与期間となります。
(例：1年終了時に大学院を退学し、引き続き他大学の大学院1年次に転学する場合など)



※手続きや貸与期間の詳細は以下のページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/todokede/tengaku.html>



ポイント

大学院の転学で奨学金の継続が認められる場合があるのは、同一課程への転学となります。詳しくは在学している学校へお問い合わせください。

6-8. 留学時に奨学金を希望するときの手続き**(1) 国内で奨学金の貸与を受けながら、留学を希望する場合の取扱い**

留学期間が3か月未満の場合、又は留学期間が3か月以上であっても留学中の学籍上の身分が「留学」又は「在学」の場合は、「留学奨学金継続願」（所定の用紙）を提出することなく、奨学金の継続を認めます。

ただし、留学期間が3か月以上で留学中の学籍上の身分が「休学」の場合は、「留学奨学金継続願」を在学している学校を通じて提出することにより、継続して奨学金の貸与を受けられる場合があります。奨学金の継続貸与を希望しない場合は、「休止」又は「辞退」の手続きをしてください。

※授業料後払い制度は併せて第二種奨学金（国内）を申し込むことも可能です。希望する場合は、在学している国内の学校へ相談してください。

なお、授業料後払い制度は第一種奨学金（国内・海外を含む）、第二種奨学金（海外）の貸与を併せて受けることはできません。

(2) 国内で奨学金の貸与を受けながら、留学により増額貸与を希望する場合の取扱い

留学時の一時金が必要な場合には、「留学時特別増額貸与奨学金」（10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか）の貸与を申し込むことができます。

申込みは、留学前の所定の期間に、在学している国内の学校を通じて手続きする必要があります。詳しくは、在学している学校にお問い合わせください。



7. 貸与額通知（年に1度の借用金額等の確認）

- 「貸与額通知」は毎年12月～3月頃にスカラネット・パーソナルから確認することができます。
- 「貸与額通知」には、前年度の「貸与額通知」でお知らせした期間の次の振込日（新規に採用された場合は貸与開始時期）から直近の振込日までの奨学金貸与額の明細が記載されています。
- 必ず内容を確認し、内容に不明な点があれば、速やかに学校に申し出てください。

毎年1回、この1年間の借用状況等について、「貸与額通知」で確認していただきます。「貸与額通知」はスカラネット・パーソナルから確認することができます(58ページ参照)。

「貸与額通知」をもとに、順調に奨学金の貸与を受けているか、貸与予定総額はいくらか、今の月額が適切か、また、今後も奨学金が必要かなどを確認し、将来の返還について、あなたの計画や見通しを改めて考える機会としてください。

確認後には、「奨学金継続願」を学校が定める期限までにスカラネット・パーソナルから入力していただくことになります(37ページ参照)。



8. 奨学金継続願（年1回）

- 奨学生は、翌年度4月以降も奨学金の継続を希望するかどうかを、毎年1回、本機構に届け出なくてはなりません。この手続きが「奨学金継続願」の入力です。
- 「奨学金継続願」入力時には、直近1年間のあなたの収支状況を報告してもらいます。（37ページ参照）
- 「奨学金継続願」を入力後、学校は奨学生として適格か否か等を確認し、継続の可否を判断します。その結果によっては、翌年度の奨学金が継続できない場合もあります。（39ページ参照）

8-1. 「奨学金継続願」の入力

(1) 「奨学金継続願」の入力方法

「奨学金継続願」はスカラネット・パーソナルから本機構へ届出ます。58ページ「2. スカラネット・パーソナル」に記載の新規登録・ログイン手順にしたがってスカラネット・パーソナルに登録してください。「スカラネット・パーソナル」は、奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」とは別のシステムになります。まだ登録していない場合は新規登録が必要ですのでご注意ください。

「奨学金継続願」はスカラネット・パーソナルから「奨学金継続願」の画面にアクセスし、引き続き4月からの奨学金の振込みを希望するかを選択するとともに、その他の必要事項を入力します。なお、生活費奨学金の利用がない場合において、授業料減免等により、奨学金の貸与額が0円になっていても、「奨学金継続願」の入力は必要です。

(2) 「奨学金継続願」の入力期間

入力期間は学校が定めていますので、学校の指示に従ってください。



詳細な入力方法は、学校を通じてお知らせします。

8-2. 奨学金の継続を希望しない場合

「奨学金継続願」で「奨学金の継続を希望しません」を選択したうえで入力を完了してください。この場合、4月以降の奨学金は辞退となります。4月以降の授業料の納付については、学校に相談してください。

辞退後は学校の指示に従い、貸与終了後の手続き（47ページ参照）を行ってください。なお、引き続き在学する場合は必要に応じて在学猶予の手続き（51ページ参照）をしてください。

8-3. 「奨学金継続願」を入力しなかった場合

学校が定めた期限までにスカラネット・パーソナルから入力しなかった場合は、「廃止」となり奨学生の資格を失います。貸与終了後の手続き（47 ページ参照）をおこなってください。なお、引き続き在学する場合は必要に応じて在学猶予の手続き（51 ページ参照）をしてください。

特別な事情により、どうしても学校が定めた期限までに「奨学金継続願」を入力できないことが予想される場合には、早めに学校に申し出てください。

8-4. 住所変更について

あなたの住所、電話番号、携帯電話番号に変更や訂正が生じた場合は、「奨学金継続願」から変更後住所等の届出を行うことができます。

「奨学金継続願」の入力期間でない場合は、「住所変更届」（所定の用紙）を学校に提出していただいても変更が可能です（31ページ参照）

8-5. 経済状況の報告

貸与を受けている奨学金の月額が適切か判断する目安とするため、「奨学金継続願」の入力時に直近1年間の収支状況等を報告してもらいます。

支出に比べて収入が多い時は、減額できないか等、生活費奨学金の貸与月額の見直しを行ってください。

将来の返還を意識して奨学金を含め毎月の収支について、日頃からよく認識したうえで学生生活を送ってください。

（参考）例年、「奨学金継続願」では、直近1年間の収支状況について、次の内容を報告していただいています。これを参考に、日頃から自分の収支を記録する習慣を身に付けるようにしてください。

なお、報告する内容は変更が生じることがあります。

大 学 院	
あなたの1年間の＜収入＞	あなたの1年間の＜支出＞
①アルバイト等収入	①学費（授業料等）
②配偶者の定職収入	②修学費（図書費・通学費等）
③日本学生支援機構の奨学金	③家賃（父母と同居していない場合のみ）
④日本学生支援機構以外の奨学金	④食費（父母と同居している場合は外食費用）
⑤父母等からの給付	⑤光熱水料通信費（父母と同居している場合は通信費）
⑥その他	⑥機関保証制度の保証料
	⑦その他

9. 適格認定（奨学生としての適格性の確認）

- 学校は、あなたの学修状況や生活状況から、奨学生として採用された後も引き続き適格性を有しているか否か等を認定のうえ本機構へ報告します。学校からの報告に基づき、本機構は学業成績等に応じて奨学金継続にかかる必要な措置をとります。これを「適格認定」といいます。
- 「適格認定」の結果によっては、奨学金の貸与が廃止されたり、停止されたりすることがあります。
- 奨学生としての自覚と責任を持って、勉学や学校生活に励んでください。

9-1. 適格認定による奨学金の継続

(1) 適格認定の概要

あなたが入力した「奨学金継続願」（37ページ参照）の内容や学業成績等を確認し、適格基準に基づき奨学金継続の可否等を判断します。

「適格認定」は、40ページ「(3) 適格認定の区分」に記載の「廃止」「停止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。

したがって、「奨学金継続願」を入力しても、翌年度も必ず継続して貸与されるとは限りません。

また、年間を通して、卒業（修了）延期が確定した場合や、性行不良等により奨学生としての適格性に疑義が生じた場合は、その都度「適格認定」が実施されます。

(2) 適格認定の3つの要素

適格認定は、次の3つの要素に基づき行われます。

①人物について

生活全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還義務が伴うことを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

②学業について

修業年限で確実に卒業（修了）できる見込みがあること。なお、卒業（修了）延期が確定した人、又は卒業（修了）延期の可能性が極めて高い人等は、原則「廃止」となります。

③経済状況について

修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。



ポイント

- 当年度の修得単位（科目）数が皆無の人、又は極めて少ない人も、原則「廃止」となります。
- 停学や訓告、その他懲戒処分を受けたり、奨学生としてふさわしくないと学校で判断された人も、「廃止」や「停止」となります。
- 学校内外の規則を著しく乱した場合（起訴された場合や無期停学の場合等）は、「廃止」となります。

(3) 適格認定の区分

適格認定は、次の区分に応じて行われます。

- ①廃止……奨学金の交付を取り止めます（奨学生の資格を失います）。
- ②停止……1年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止します。ただし、停止の事由が継続している場合は、当該停止期間を経過後1年を限度として学校長が定める期間、停止を延長します。なお、「停止」からの復活については、下記9-2を参照してください。
- ③警告……(ア) 奨学金の交付を継続します。
(イ) 学業成績が向上しない場合は、次回の適格認定時以後に奨学金の交付を停止又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し、指導します。
- ④継続……奨学金の交付を継続します。

(4) 「廃止」「停止」の処置を受けた場合

「廃止」「停止」の場合は、翌月以降の奨学金は振り込まれません。



ポイント

- 適格認定が適切でなかったことが判明した場合は、認定時にさかのぼって「廃止」又は「停止」に処置を変更します。
- さかのぼって処置の変更をされた場合は、そのさかのぼった期間に振り込まれた奨学金を速やかに返金しなければなりません。

9-2. 適格認定で「停止」されている人の奨学金交付の復活

適格認定で奨学金の交付が停止されている人の奨学金の交付を再開する手続きは、以下の流れとなります。

- (1) 停止期間満了時の学校が定める期限までに、交付の再開を希望する旨を学校に申し出てください。
- (2) 学校が交付を再開することが適当であると認定した場合、奨学金の交付を復活させることがあります。
※奨学金の交付が停止されている事由(学業不振等)を解消することが必要です。



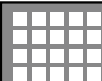
ポイント

- 「学校処分」を理由として奨学金の交付を停止されていた人が「復活」する場合は、貸与期間の終期を延長することはできません。
- 奨学金の交付が停止された期間（休止された期間も含む）が2年を超える場合は、奨学生の資格を失います。



9-3. 「停止」「警告」の認定を受けた場合

「停止」「警告」のいずれかの認定を受けた場合は、学業成績向上に向けて、自らが受けた処置内容を自覚し、学業に精励することがこれまで以上に強く望まれます。学校から配付される「処置通知」等の内容を理解したうえで、学業に精励してください。



10. 進学する場合

- 学校を卒業後、進学し、奨学金を受けたい場合は、進学先で改めて申込みをしてください。（本機構の奨学金を取り扱っているかどうか、事前に進学先に確認してください。）
- 在学中のため返還期限の猶予（返還の先送り）を希望する場合は、進学先で在学猶予の手続きをしてください。

10-1. 申込み方法

（1）在学採用

進学した後に奨学金を申し込むことを、「在学採用」といいます。申込みは、進学先の学校で受け付けます。実施時期などは、進学先の学校に問い合わせてください。

（2）予約採用（大学院への進学の場合のみ）

進学する前に奨学金を申し込むことを、「予約採用」といいます。申込みは、進学予定の大学院で受け付けます。



予約採用を実施しない大学院もありますので、必ず進学予定先に問い合わせてください。

10-2. 貸与期間

過去に本機構の奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校種別（課程）で、新たに同じ貸与種別の奨学金（第一種奨学金または授業料後払い制度）を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申込みができなかったりする場合があります。

なお、所定の要件を満たす場合に限り、第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）は、手続きにより全ての学校種別（課程）を通じて1回限り、現に在学する学校の標準修業年限に達するまで再貸与を受けることができます。詳細については、学校に問い合わせてください。

10-3. 在学猶予

奨学金の貸与期間終了後進学し、卒業まで返還期限の猶予（返還の先送り）を希望する場合は、速やかに進学先で在学猶予（51ページ参照）の手続きをしてください。在籍期間中は通算10年（120か月）まで返還を先送りにすることができます。ただし、在学猶予を受けることができない学校の場合は、別途、返還期限猶予（51ページ参照）を願い出る必要があります。詳細については、学校に問い合わせてください。



11. 特に優れた業績による返還免除

- 本制度は、大学院において第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の貸与を受けた学生のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた人として大学から推薦され、本機構が認定した場合に、貸与期間終了時に奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。
- 授業料後払い制度は授業料支援金と生活費奨学金の両方が返還免除の対象となります。
- 申請は、奨学金の貸与が終了した月が属する年度に行う必要があります。申請年度は大学院を修了した年度とは限りません。機会を逃すと申請できませんのでご注意ください。

11-1. 「特に優れた業績による返還免除」制度

大学院において第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の貸与を受けた学生のうち、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた人として本機構が認定した場合に、奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。

学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおけるめざましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価し、学生の学修へのインセンティブ向上を目的としています。

●内定制度

修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的として、大学院入試の成績等に基づき、大学院修士課程及び専門職学位課程に進学し第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の貸与を受ける予定の学生を対象に、返還免除の内定を受けることができる制度です。

なお、学業成績不振の場合は、内定を取り消すことがあります。また、貸与期間中に「停止」又は「廃止」の処置や「警告」の認定を受けた時、修業年限内で課程を修了（学位取得）できなくなった時等は、返還免除の内定を取り消します。

11-2. 業績の種類と評価基準

「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」に定める業績の種類と、本機構の定める評価基準（次表）に基づき、各大学が具体的な評価項目を設定し、総合的な評価を行います。

項番	業績の種類	機構が定める評価基準
1	学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること
2	大学院設置基準第16条第1項に定める特定の課題についての研究成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること
3	大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること
4	著書、データベースその他の著作物（第1号及び第2号に掲げるものを除く。）	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること
5	発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること
6	授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること
7	研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた実績を挙げたと認められること
8	音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること
9	スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること
10	ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること
11	その他機構が定める業績	当該大学院において、停止又は廃止の事由に該当することなく修業年限内で課程を修了すること（修業年限内で課程を修了できないことが、災害、傷病、感染症の影響その他やむを得ない事由によるものと認められるときは、修業年限内で課程を修了したものとみなす。）。ただし、修業年限の終期より前に貸与期間が終了となる場合は、修了する見込みであること

11-3. 返還免除の願出

(1) 応募期間

貸与が終了する年度に大学が設定する応募期間中に願い出てください。

貸与が終了した年度の翌年度以降に願い出ることはできません。貸与が終了した年度の翌年度以降に大学院を修了する場合、修了時に願い出ることはできませんので特にご注意ください。 辞退・退学等の異動により貸与終了する場合は、「異動願（届）」を提出のうえ、応募期間中に願い出てください。特に年度末間近の辞退・退学等の異動については、大学の指示に従って手続期限に十分注意してください。

授業料後払い制度の貸与を受けていたが、課程の途中で辞退等して通常の第一種奨学金の新たな貸与を受ける場合または上述の逆の場合は、授業料後払い制度と通常の第一種奨学金とを一度の免除の手続きの対象とすることはできません。それぞれの貸与が終了した年度に別々に願い出る必要があります。

(2) 願出方法

返還免除を希望する人は、大学の指示に従って「業績優秀者返還免除申請書」（所定の様式）を大学に提出してください。添付資料として特に優れた業績を証明する資料が必要となります。

(3) 貸与終了時の手続き

貸与終了後の手続き（47ページ参照）を行ってください。

11-4. 認定

(1) 返還免除候補者の推薦

大学は、学内選考委員会において申請者の業績について総合的に評価を行い、本機構に推薦します。

(2) 本機構の認定

①返還免除者の認定は、学識経験者を含む委員で構成する業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て行います。

②全額免除、半額免除の認定は、各大学院から課程別に推薦された奨学生に付された順位の上位1/3以内（2017年度進学者より、国立大学の大学院修士課程においては上位1/6以内、同博士課程においては上位1/2以内）の人を全額免除とし、それ以外の人を半額免除とすることを基本とします。

ただし、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定されない場合があります。

(3) 認定結果通知

業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定後、各大学および推薦された各奨学生に通知します。（大学から本機構に推薦されなかった申請者に対しては、本機構から通知しません。）

11-5. その他

(1) 年度途中で貸与が終了する場合

年度の早い時期に辞退・退学等により貸与が終了する人については、免除の認定結果が出る前に返還期日が到来することがあります。返還免除を希望する人は、認定結果が確定するまでの間に返還が始まらないよう、速やかに「奨学金返還期限猶予願」（貸与終了時に配付される「返還のてびき」参照）を「業績優秀者返還免除申請書」の写し等と併せて大学に提出してください。提出により、貸与が終了した月が属する年度の翌年度の9月末日までの期間、返還期限を猶予（返還の先送り）します。

なお、貸与終了後も引き続き在学する人は在学猶予（51ページ参照）の手続きをしてください。

詳しくは大学にお問い合わせください。

(2) 半額免除の認定を受けた場合

半額免除の認定を受けた人は、借用金額から免除額を差し引いた金額で返還が開始されます。

(3) 保証料について

全額免除となった場合は、返還完了となり、保証料が一部返戻されます。半額免除の場合は、残額の返還を完了した後に、保証料が一部返戻されます。なお、原則、保証料の振込先は、振替用口座（リレー口座）となります。

（注）保証料の返戻は、公益財団法人日本国際教育支援協会が行っております。

(4) 教員になった者に対する奨学金の返還免除制度（教員免除）について

2025 年度より教師になった者を対象に新たな返還免除制度を実施します。貸与期間中に在学している課程で特に優れた業績を挙げた者で、かつ教職大学院又は一定の条件を満たす教職大学院以外の大学院に原則在籍中に、教員採用選考試験に合格し、大学院修了の翌年度に免除対象となる学校種の教師になるなど、その他必要な要件を全て満たした場合は、大学院在籍中に貸与を受けた第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の返還が全額免除となります。

対象者の要件や必要な手続き等につきましては、決まり次第本機構のホームページでお知らせしますので、ご確認ください。



12. 貸与終了時の手続き

- 学校から「貸与奨学金返還確認票」と「返還のてびき」（ダイジェスト版）を受けとってください。
- 「貸与奨学金返還確認票」の印字内容を確認してください。
- 口座振替（リレー口座）の加入手続きを行ってください。
- 奨学金振込口座を返還の振替用口座（リレー口座）として利用する場合でも、必ず加入手続きが必要です。

12-1. 貸与奨学金返還確認票

（1）内容の確認

貸与終了時に交付される貸与奨学金返還確認票（以下、「返還確認票」といいます）には奨学金の借用金額等、返還に係る情報が印字されていますので確認してください。

必ず本人以外の連絡先として届け出ている方にも確認してもらってください。

（2）内容の変更・人物の変更

「返還確認票」の印字内容に変更や追加がある場合や、本人以外の連絡先（機関保証）の人物を変更する場合は、すぐに学校に申し出てください。

12-2. 口座振替（リレー口座）による返還

（1）振替用口座について

奨学金の返還は、口座振替（引落し）により行います。

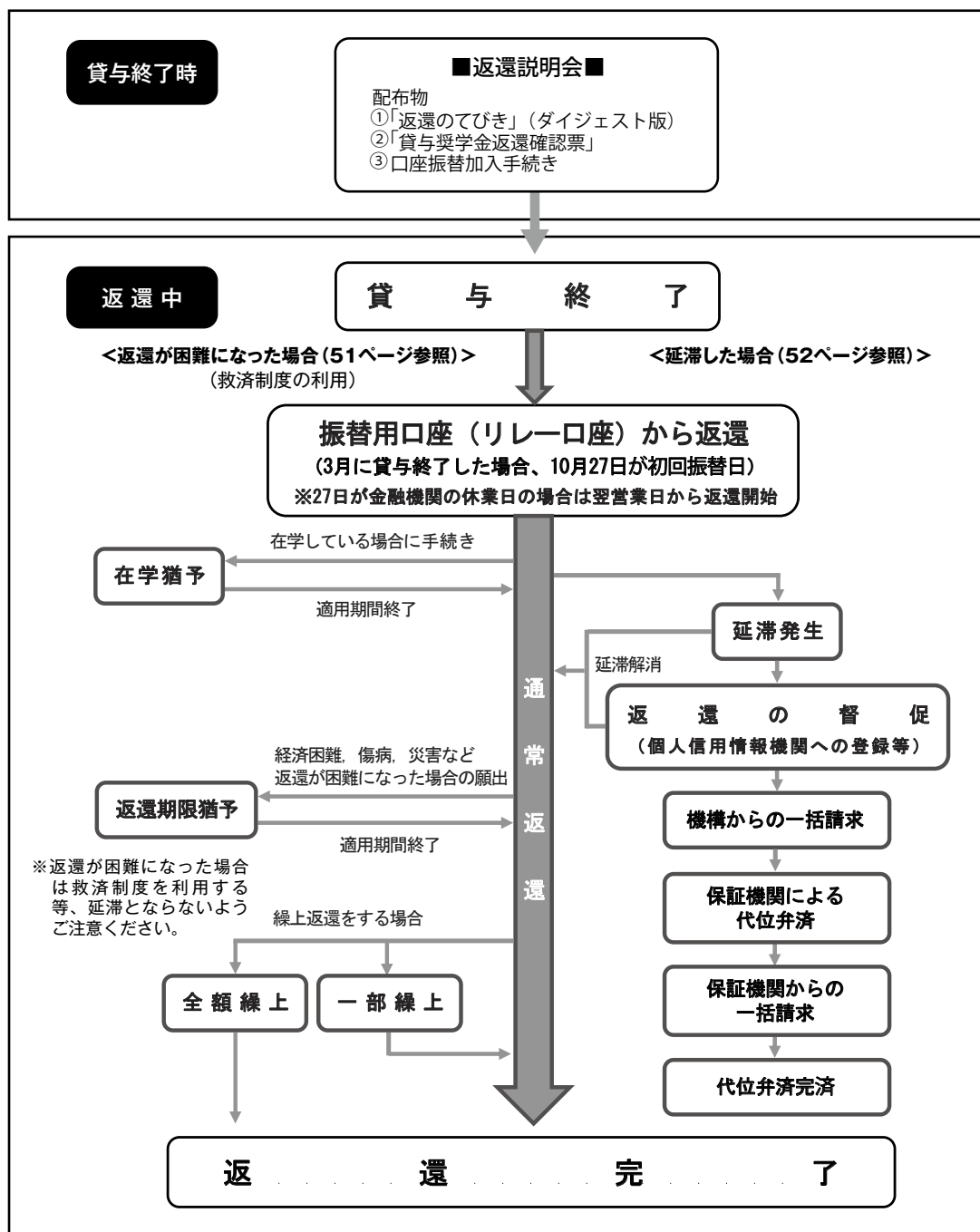
奨学生が卒業後に返還するお金が後輩の貸与奨学金として直ちに利用されていくことから、本機構では返還に使用する口座を「リレー口座」と呼んでいます。

（2）口座振替（リレー口座）の加入手続き

学校の指示に従い「スカラネット・パーソナル」又は「口座振替（リレー口座）加入申込書」（金融機関の窓口へ提出）により、奨学金返還のための口座振替（リレー口座）の加入手続きをしてください。

第三部 返還

図解 2 <貸与終了から返還完了まで>



※返済期限猶予の最新の制度の内容は、本機構のホームページ等をご確認ください。



ポイント

- 貸与終了時には、口座振替(リレー口座)の加入手続きが必要です(47ページ参照)。
- 貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が始まります(49ページ参照)。
- 返還が困難になった場合は、救済制度(51ページ参照)がありますので、本機構にご相談ください。



1. 奨学金の返還

- 授業料後払い制度において授業料支援金と生活費奨学金はまとめて1つの奨学金として返還します。
- 貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が始まります。3月に貸与（または在学猶予）が終了した場合は、10月から返還が始まります。
- 登録された振替用口座から毎月27日（27日が金融機関の休業日のときは翌営業日）に引き落とします。
- 住所や氏名・電話番号等が変わった場合は、速やかに本機構に届け出なくてはなりません。
- 返還が困難になった場合は、必ず、本機構ホームページを確認したり、電話相談してください。

1-1. 奨学金の返還方法

(1) 奨学金の返還方法

スカラネット・パーソナル又は「口座振替（リレー口座）加入申込書」（金融機関の窓口へ提出）により口座振替（リレー口座）の加入手続きを行ってください。

【取扱金融機関】（2024年9月時点）

ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行（三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行のみ）、信用金庫、労働金庫、一部の信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、一部の漁業協同組合及び一部のインターネット専門銀行

※手続方法（スカラネット・パーソナル又は「口座振替（リレー口座）加入申込書」（金融機関の窓口へ提出））によって取扱金融機関は異なります。今後取扱金融機関が変わる可能性がありますので、詳しくは本機構ホームページ「加入方法」をご確認ください。



(2) 奨学金の返還開始時期

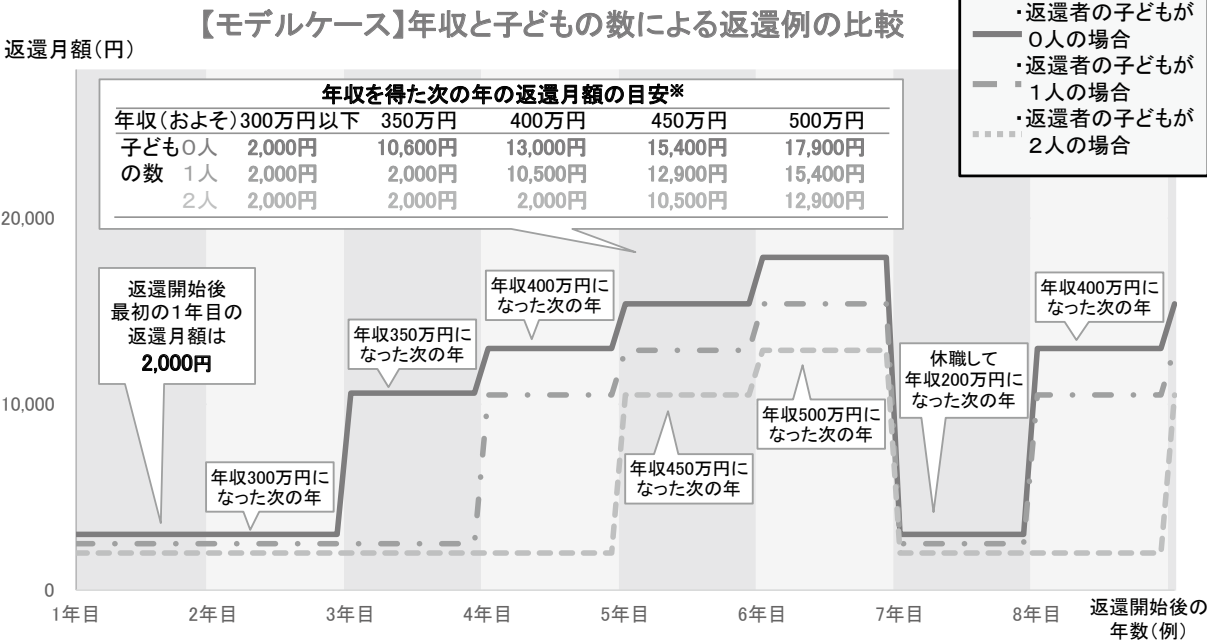
返還は、貸与終了（在学猶予期間終了）の翌月から数えて7か月目に始まります（3月に貸与終了した場合は10月から始まります）。
毎月27日に引き落とします。

(3) 月々の奨学金返還額

- ・月々の奨学金返還額（返還月額）は、返還初年度は一律2,000円、2年目以降は前年の所得（課税対象所得）等に基づき決まります。
- ・年収が300万円程度になるまで最低返還月額（2,000円）での返還となります。
- ・返還者本人の子1人（※）につき33万円が返還月額の算定の基礎となる所得から控除されます。
※マイナンバーを利用して取得した戸籍関係情報により確認します。
- ・本人が被扶養者となった場合も、扶養者の所得が加味されません。
- ・返還金の全部又は一部を繰上返還することもできます。

授業料後払い制度の
所得連動返還方式
所得に応じた月額で返還

	返還者に子どもがいない場合	返還者に子どもが2人いる場合
例	年収:250万円 → 月額: 2,000円 年収:450万円 → 月額:約 15,400円	年収:250万円 → 月額: 2,000円 年収:450万円 → 月額:約 10,500円



※マイナンバーを提出しなかった場合は、定額返還方式により算出した返還月額により返還します。

1-2. 繰上返還

(1) 繰上返還の申込み

貸与終了後に、奨学金の全額もしくは一部を繰上返還することができます。一部繰上返還をした場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。希望するときは、以下のいずれかの方法で申込みをしてください。

- ① スカラネット・パーソナル（58ページ参照）で申し込む。
- ② 「繰上返還申込書」を郵送し申し込む。

※繰上返還申込書は、本機構ホームページ「繰上返還申込み」に掲載しています。

(2) 支払い済み保証料の返戻

全額繰上返還又は一部繰上返還をして返還期間が短縮されて返還完了となった場合は、支払われた保証料の一部を保証機関からお返しする場合があります。



返戻保証料は、原則として奨学金振込口座（学校指定口座は除く）又は振替用口座（リレー口座）に返金されます。

1-3. 返還が困難になった場合（救済制度）

経済困難、失業、傷病、災害等返還できない事情が生じた場合、返還期限猶予制度等の救済制度があります。仮に延滞となっても決して放置しないで本機構に相談してください。

※返還期限猶予等の願出後に審査があり、承認を受ける必要があります。

※返還総額は、返還期限猶予制度、在学猶予制度を利用した場合でも変わりません。

(1) 返還期限猶予

- ・ 願出により、返還期限を先送りにすることができます（1年ごとの願出が必要）。
- ・ 適用期間は通算10年（120か月）までとなります。
- ・ スカラネット・パーソナル（58ページ参照）で願出が可能です。

※傷病等の一定の条件に該当する場合は、取得年数の制限なく願い出ることができます。

(2) 在学猶予（在学中）

- ・ 国内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程・高等課程）のいずれかに正規の学生として在学している場合は、願出により、返還を先送りにすることができます。
- ・ スカラネット・パーソナル（58ページ参照）で願出が可能です。1回の願出で卒業予定期まで手続きできます。
- ・ 適用期間は、通算10年（通算120か月）までとなります。

※休学や留年による卒業延期、通信制学部（科）での在学の場合は、1年ごとの願出が必要です。

※研究生・聴講生・選科履修生・科目等履修生としての在籍、及び専修学校一般課程・各種学校・無認可校の場合は対象になりませんので、(1)の返還期限猶予を願出してください。

- ・ 在学猶予中に退学等で在学期間が短くなった場合には、在学猶予期間短縮の届出が必要です。

【ポイント】

	返還期限猶予	在学猶予
事由	■ 無職・未就職・低収入により返還困難な場合 ■ 失業した場合 ■ 病気で働けない場合 ■ 災害にあった場合 など	■ 辞退後、引き続き在学している場合 ■ 進学した場合 ■ 留年した場合(注)
基準	【給与所得者】年間収入金額の目安 (経済困難事由の場合) 300万円以下	【対象外】 ● 専修学校(一般課程) ● 各種学校 ● 科目等履修生 など
提出	奨学生本人がスカラネット・パーソナルから「返還期限猶予願」を提出 (スカラネット・パーソナルから申請できない場合は書面を郵送)	奨学生本人がスカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出 (注) 留年及び通信教育課程に在籍している場合は、1年ごとに提出が必要

(3) 返還免除

死亡又は精神若しくは身体の障害のため返還が困難になった場合は、願出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除される場合があります。

※精神又は身体の障害による免除は、症状が固定し（又は回復の見込みがなく）、労働能力が喪失（又は高度の制限を有する）となった場合に限ります。

1-4. 返還を延滞した場合

(1) 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞となった割賦金に対し、年（365日あたり）3%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。

(2) 請求・督促

機構又は機構が委託した債権回収会社等から、文書・電話等で返還の督促・請求を行います。

(3) 個人信用情報機関への登録

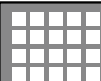
返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、登録の対象となります。登録後は、返還完了まで毎月情報が更新されます。また、返還完了後も5年間は情報が登録されています。（54ページ「2. 個人信用情報機関の利用」参照）

(4) 代位弁済

長期に渡って延滞が解消しない場合、返還未済額（元金、延滞金の合計額）を一括で請求（※）します。これに応じない場合は、保証機関（協会）が一旦あなたに代わって支払い（代位弁済）をしますが、保証機関（協会）はあなたに請求を行います。代位弁済が行われても、必ずあなたが保証機関（協会）へ返済しなければなりません（7ページ「1－2. 奨学金の返還を延滞した場合」参照）。

※督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」あるいは「延滞しても構わない」といった誤った考えを持たないようにしてください。



2. 個人信用情報機関の利用

- 本機構では、延滞者への各種ローン等の過剰貸付を抑制し、多重債務化への移行を防止するため、個人信用情報機関を利用しています。
- 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、登録の対象となります。
- 奨学生全員の情報が登録されることはなく、延滞者のみが登録されます。
- 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了から5年後に削除されます。
- 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなったりする場合があります。

(1) 個人信用情報機関とは

会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（各種ローンやクレジットの契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員における与信取引上の判断のための参考資料としてこれを提供しています。会員は、個人信用情報機関を利用することにより、消費者等への過剰貸付（多重債務）の防止や審査事務の迅速化を図っています。

【補足説明】

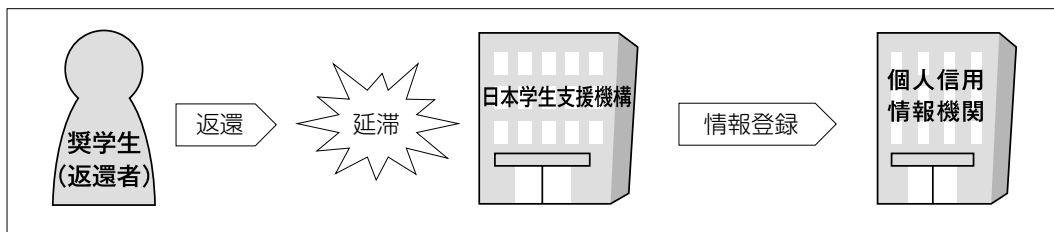
2008年6月に奨学金の返還促進に関する有識者会議が取りまとめた「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」において、返還開始後一定の時期における延滞者について、当該延滞者の情報を個人信用情報機関に登録することにより、延滞者への各種ローン等の過剰貸付を抑制し、多重債務化への移行を防止することは、教育的な観点から極めて有意義なことであるとの提言がなされました。本機構は、3か月以上の延滞者に限って、その情報を個人信用情報機関へ登録することとして、2008年11月に全国銀行個人信用情報センターに加盟し、2010年4月から個人信用情報機関への情報提供を始めました。
※一般的には各種ローンの契約やクレジットカード作成の際に登録されますが、本機構の奨学金事業は教育事業であることから、3か月以上の延滞者に限って登録することとしています。

(2) 個人信用情報機関に個人情報を登録する条件

返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、登録の対象となります。

(3) 個人信用情報機関に登録される内容

本人の個人情報として氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先等が登録されます。また、契約の情報として貸与額、最終返還期日等、「延滞」・「強制回収手続」・「完了」等の返還状況も登録されます。



(4) 個人信用情報機関に登録された場合

個人信用情報機関に延滞者として登録されると、その情報を参照した金融機関等がその人を「経済的信用が低い」と判断することがあります。それによって、クレジットカードが発行されなかったり、利用が止められたりすることがあります。

また、自動車ローン及び住宅ローン等の各種ローンが組めなくなる場合があります。



(5) 個人信用情報機関に登録された情報の登録期間

一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消されたという情報に更新されます。登録された情報は返還完了から5年後に削除されます。

「個人信用情報の取扱いに関する同意書」の【同意条項】

【同意条項】

(個人信用情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

又、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関

- ・全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人信用情報機関

- ・(株) 日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/>
- ・(株) シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

第四部 お知らせ



1. JASSO災害支援金

自然災害等により、**学生・生徒又はその父母等**が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生等が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO災害支援金の支給を行っています。

(1) 申請資格 ※次の全てに該当する人

- ・日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程に在学中の学生等。
- ・自然災害等の発生により、居住する住宅（当該学生等又はその父母等が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅）に、半壊若しくは床上浸水以上の被害を受けた者又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続した者。
- ・学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める者。

(2) 支給額 10万円 ※返還不要

(3) 申請方法

在学する学校を通じて本機構に申請します。詳しくは学校にお問い合わせください。

(4) 申請期限

学校から本機構への申請期限は、災害がおきた日の次の月から数えて6か月以内です。

※最新の情報は、日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>





2. スカラネット・パーソナル

(1) スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」といいます）とは

あなたの奨学金に関する情報の閲覧や各種届出等、様々な手続きを行うことができる本機構のインターネットシステムです。

なお、「貸与額通知」の確認（36ページ参照）や「奨学金継続願」の入力（37ページ参照）も、スカラPSを通じて行いますので、必ず「奨学金継続願」の提出期間までに登録を済ませておいてください。

※「スカラネット・パーソナル」は奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」とは別のシステムになりますので未登録の場合は新規登録が必要です。

(2) スカラPSにアクセスするには

以下の①又は②のいずれかの方法でアクセスしてください。

①スカラPSのURLを直接入力する。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

②二次元コードを読み込む。



※推奨環境



(3) スカラPSの新規登録・ログイン手順

はじめにユーザID及びパスワードの新規登録が必要です。はじめて利用する人は、以下の手順に従い、新規登録の手続きを行ってください。

※既に他の奨学生番号を保持し、ユーザID及びパスワードを設定している場合は、再度、新たな奨学生番号での新規登録は不要です。

①「スカラネット・パーソナルへようこそ」（スカラPSトップページ）の画面の「ログイン・新規登録」ボタンをクリックしてください。新規ウィンドウでログイン画面が表示されます。

②ログイン画面の「新規登録」ボタンをクリックしてください。確認情報入力画面が表示されます。



ログイン・新規登録ボタン



新規登録ボタン

③確認情報入力画面では、本機構があなたを確認するために必要な情報を入力します。利用規約を確認・同意後、奨学生番号、生年月日、氏名(カナ)、振込口座の口座情報等を入力し、「送信」ボタンをクリックしてください。

入力内容に不明な点がある場合は、ページ下のリンク先から「確認情報入力ガイド」を参照してください。

④入力した情報が本機構に登録されている項目内容と一致した場合は、ユーザID・パスワード設定画面が表示されます。ユーザID・パスワード・メールアドレスを画面の説明に従って登録してください([ユーザID・パスワードの管理について]には特に注意してください)。「送信」ボタンをクリックすると、登録完了のメッセージが表示されます。これで登録は完了です。ログインするには、「ログイン画面へ」ボタンからログイン画面に戻り、登録したユーザID・パスワード・奨学生番号を使ってログインしてください。

●ユーザIDやパスワードを忘れたりすることがないように適切に管理してください。

(4) スカラPSの活用

①あなたの奨学金情報を閲覧・確認することができます。

ア. 貸与中の人

・奨学生番号、貸与期間、貸与月額、貸与総額(予定)、振込口座情報 等

イ. 返還中の人

・奨学生番号、返還総額(元金)、返還残額(元金)、現在請求額、振替口座情報、
名義人氏名 等

②以下の手続きを行うことができます。

- ・「奨学金継続願」の入力
- ・月額変更(減額)願の提出(第二種奨学金のみ)
- ・転居・改姓・勤務先(変更)届の提出
- ・振替用口座(リレー口座)の登録・変更手続き
- ・繰上返還の申込み
- ・在学猶予願・在学猶予期間短縮願の提出
- ・奨学金返還期限猶予願の提出、または作成・印刷
- ・各種証明書発行申請

※ユーザID・パスワードの登録または変更後、6か月以上経過すると、パスワード変更を求める警告メッセージが表示されます。パスワードは定期的に変更してください。

※貸与された奨学金の情報がスカラPSで閲覧可能になるのは、奨学生として採用された月(初めて振込みがされる月)の振込日の翌日以降からになります。



3. アンケートへの協力をお願い

奨学金の事業を継続的に実施していく上で参考とするため、奨学金の貸与中及び卒業後にアンケートの実施を予定しています。ご協力をお願いします。

1. 機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料が私が直接協会に支払う方法によることができるとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合には、協会が定める保証料の返戻を受けることができるとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。

(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。

(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

(注) 2024年8月時点の約款です。関係規定等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。



2. 機関保証制度の保証料（目安）

保証料は、貸与額、貸与期間及び返還期間等により異なります。奨学生証、日本学生支援機構のホームページ（以下のURL又は二次元コード参照）又は日本国際教育支援協会のホームページでご確認ください。

第一種奨学金の保証料の目安

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/hosho/kan_hosho/hoshoryo.html

日本学生支援機構ホームページ≫ 奨学金≫ 奨学金制度の種類と概要≫ 貸与奨学金（返済必要）≫ 第一種奨学金（無利子で借りる）≫ 第一種奨学金の保証制度≫ 第一種奨学金の機関保証制度≫ 第一種奨学金の保証料





3. 関係規程

本冊子の内容は、関係規程の改正等により変更が生じる場合があります。最新の情報は、本機構ホームページ等によりご確認ください。

- 独立行政法人日本学生支援機構法
- 独立行政法人日本学生支援機構法施行令
- 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令

本機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/soshiki.html>



日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/>

JASSO

検索



 **@JASSO_general**

 **YouTube JASSOchannel**